

I はじめに

近年、家庭や地域社会における子供の社会性を育成する機能の低下やが中長期的に継続することが見込まれています。そこで、少子化に対応した魅力ある学校づくりが求められています。

義務教育は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、国家・社会の形成者として基本的な資質を養うことを目的として行われます。そのため学校では、児童生徒一人一人の思いや願いを受け止め、個に応じた指導をとおして基礎的基本的な知識・技能を習得させなければなりません。

また、昨今の子供たちの行動傾向をふまえ、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、学び合い、関わり合い、協力し合いながら切磋琢磨し、思考力、判断力、表現力等の能力を育むとともに、学びに向かう意欲や態度を育成することも強く求められています。

更に、学校の役割として、児童生徒が様々な行事や体験活動をとおして、集団の中で社会性や規範意識を身につけていくことも欠くことはできません。

小・中学校においてこのような教育の充実を図るためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること、経験年数、性別、専門性等のバランスの取れた教職員組織が編成されていることが望ましいと考えます。

本市においては、児童生徒数が減少している一方で、28学級を超える学校も存在しています。教育委員会は、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は喫緊の課題であると捉えています。同時に、東松山市の未来を担う子供たちの教育環境の望ましい姿を、将来に渡って継続的に検討し実現していくことが、教育委員会としての責務であると考えています。

□教育委員会は、「子供たちにとって望ましい学習環境」という教育的な視点から、東松山市の子供たちが夢と希望をもつことのできる学びの環境を確保するためとして、「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」を策定いたしました。今後、本方針を基本的な考えとして、東松山市立小・中学校の適正規模を定め、将来における適正配置を進め、学校教育の充実を図ってまいります。なお、本基本方針は国の施策、教育制度の改正、社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じ内容の見直しを行うものとしします。

結びに、この方針の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様、東松山市立小・中学校適正規模審議会委員をはじめとする関係機関の方々に、深く感謝申し上げます。

令和3年3月
東松山市教育委員会

(2) 大規模校のメリット・デメリット

メリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が集団の中で、相互に刺激し合い、高め合う機会が増える。 ・児童生徒が学び合いをとおして、多様な考えを引き出すことができる。 ・児童生徒が多様な考え方に触れ、協調性を養うとともに、一人一人の資質や能力を伸ばしやすくなる。 ・運動会等の学校行事や音楽活動等の集団活動に活気が生まれる。 ・クラス替えにより、豊かな人間関係の構築や、多様な集団の形成を図ることができる。 ・社会性や協調性、たくましさ等を育みやすくなる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の教育活動全般において、選択の機会が増加し活躍の場を与えることができる。 ・学校全体で組織的な指導体制が組みやすくなり、多様な指導形態で指導が工夫できる。 ・部活動の種類が増え、選択の幅が広がる。(中学校)
デメリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・理科室や音楽室、体育館等の使用に制約が生まれ、時間割編成に支障をきたす場合がある。 ・宿泊学習、校外行事等において、人数が多いことで児童生徒一人一人の行動の選択幅や活動時間が制限され、活動内容に制約が生じる。 ・授業、学校行事、部活動等で一度に活動する人数が多いことにより、一人一人の活躍の場や機会が少なくなる、あるいは活躍できなくなる場合がある。 ・同学年の結びつきが強くなり、異学年との交流や縦割りの活動がしにくくなる。 ・児童生徒一人一人の個別の状況を把握しにくく、きめ細かい指導が難しくなるため、生徒指導上の課題や問題行動が発生しやすくなる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生等による緊急避難時に混雑が生じやすい。 ・部活動において、運動場や体育館、特別教室等の利用の割当てや調整が行いにくい。(中学校)

は、全国の児童生徒の数値を下回っている。

2つの調査結果から分かることは、児童生徒は学校生活では、先生から認められる（褒められる）ことが多いと感じている一方で、なかなか自分のよさを認めにくく、自尊感情の低い傾向があるということである。これは、「奥ゆかしい」「謙譲の美德」等の言葉に象徴される日本人特有の控えめな性格を示しているとも考えられる。一方で、本市児童生徒の弱みを示しているとも考えられる。

人間にとって人とかかわりたいという欲求や実際に人とうまくかかわること等の社会性に関係することは前頭葉がつかさどり、人と人とが直接関わり合う中で育つといわれる。子供たちは、学校という集団の中で多くの成功体験を積み重ねながら達成感や充実感を味わい、人から認められることを実感したり、誰かの役に立っているという感覚を味わったりしながら、集団の一員としての自覚や誇りをもつ。東松山市の子供たちが、自身の弱みを克服するための一助となる極めて有意義な経験であり、**自尊感情を高めるために役立つものである。**

今後、技術の進歩に伴うAIの台頭や仮想現実の社会が到来するであろう。学校現場では、文部科学省が示す「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の取組が加速し、同時にGIGAスクール構想によるICT環境の整備が急速に進むことになる。

しかし、教育の不易（学校教育の役割・目的：①学力保障 ②人格の陶冶 ③社会性の涵養）は、変わることはなく、また、知徳体を一体で育む「日本型学校教育」の根幹が崩れることもないと考える。これらは「生きる力」の原点だからである。

（4）「生きる力」を育む教育の実現

本市の教育振興基本計画に掲げる「人と地域がつながり、豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の基本理念として、本市の未来を担う子供たちが、自らの力で、また他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現することがある。

これは、予測困難な社会に主体的に関わり、よりよい社会と幸福な人生の作り手となる力を身に付けられるようにするという、まさに、本市の学校教育が長年育成を目指してきた「生きる力」に他ならない。

子供たちの「生きる力」を育むためには、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう人間性等」を3つの柱としてバランスよく育まなければならない。各学校が、如何に「主体的・対話的で深い学び」を実現していくかが成否の鍵を握る。

学校規模の適正化を考えていく上で、「生きる力」の育成は、欠くことのできない要素である。

（5）東松山市が目指す「まち」の姿

学校の適正規模は、東松山市が掲げるまちづくりの指針としての「第五次東松山市総合計画後期基本計画」を踏まえ、進めていく必要がある。

① 2つのまちづくりの計画

VI 本市における学校適正規模の基準（基本方針）

東松山市の教育理念、国・埼玉県・東松山市が目指す児童生徒像、児童生徒数の将来推計、学校施設の配置状況、そして「子ども達にとって望ましい学習環境を考えるアンケート」等に基づき、「東松山市教育振興基本計画」に掲げる、基本理念「人と地域がつながり、豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」を実現していくのに適した学校規模・学校配置を以下のとおり定める。

1 学校適正規模の条件

- (1) 多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること
※複式学級にならない人数
〈注〉複式学級：2つの学年を1学級として1人の教師が受けもつ。1つの学級内で「直接」あるいは「間接」に指導を受けながら教育活動を行う。
- (2) 一定の教員数が確保でき、経験年数、専門性、男女比等、バランスのとれた教職員集団を確保できる規模であること
- (3) 部活動での多様な選択ができる規模であること
専門の免許をもった教員が指導できる規模であること
- (4) 徒歩や自転車での通学距離が、法令の定めるところに当てはまる規模であること

2 学校適正規模の基準（特別支援学級を除く）

- (1) 小学校の基準 12学級から18学級
- (2) 中学校の基準 9学級から18学級
~~より多くの友達と関わり、多様な人間関係を築く中で、児童生徒が社会性を育むためには、クラス替えができること、また、中学校では、全ての授業で専門の教科担任による学習指導を行うことが望ましい。~~
※アンケート調査では、回答者の約75%が、最も望ましい学級数について、小学校で1学年あたり2学級～3学級、中学校では1学年あたり4～6学級と回答している。しかし、本市における生徒数の将来推計等を考慮すれば、中学校の基準は、9学級以上（1学年あたり3学級）に設定することが現実的である。
- ~~(3) 配慮事項
少人数によるきめ細かい指導は、児童生徒一人一人の状況に応じ、個別に指導する上では効果が期待でき大切なことである。
一方で、極端に人数が少ない場合は、児童生徒の学び合う風土、グループづ~~

~~くりにおいても制約があり、集団の活動をとおして育まれる能力を身につける機会を失うという課題もある。また、児童生徒の人間関係が固定されることに起因する諸問題も忘れてはならない。~~

~~また、極端に人数が多い場合は、教員が児童生徒一人一人に目が行き届かず、児童生徒一人一人の思いや願いを受け止め、きめ細かく指導することが難しく~~

3 通学距離・通学時間の基準

- (1) 小学校の通学距離 おおむね 4 km以内
- (2) 中学校の通学距離 おおむね 6 km以内
- (3) 通学時間 おおむね 1 時間以内
- (4) 配慮事項

基準とする通学距離・時間を超える場合は、通学路や通学区域の変更、及びスクールバスの利用等の通学手段の検討を行い、児童生徒の心身への負担の軽減を図る必要がある。

東松山市立小・中学校適正規模
に関する基本的な方針（案）

令和 3 年 3 月
東松山市教育委員会

I はじめに

近年、家庭や地域社会における子供の社会性を育成する機能の低下が中長期的に継続することが見込まれています。そこで、少子化に対応した魅力ある学校づくりが求められています。

義務教育は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、国家・社会の形成者として基本的な資質を養うことを目的として行われます。そのため学校では、児童生徒一人一人の思いや願いを受け止め、個に応じた指導をとおして基礎的基本的な知識・技能を習得させなければなりません。

また、昨今の子供たちの行動傾向をふまえ、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、学び合い、関わり合い、協力し合いながら切磋琢磨し、思考力、判断力、表現力等の能力を育むとともに、学びに向かう意欲や態度を育成することも強く求められています。

更に、学校の役割として、児童生徒が様々な行事や体験活動をとおして、集団の中で社会性や規範意識を身につけていくことも欠くことはできません。

小・中学校においてこのような教育の充実を図るためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていること、経験年数、性別、専門性等のバランスの取れた教職員組織が編成されていることが望ましいと考えます。

本市においては、児童生徒数が減少している一方で、28学級を超える学校も存在しています。教育委員会は、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は喫緊の課題であると捉えています。同時に、東松山市の未来を担う子供たちの教育環境の望ましい姿を、将来に渡って継続的に検討し実現していくことが、教育委員会としての責務であると考えています。

□教育委員会は、「子供たちにとって望ましい学習環境」という教育的な視点から、東松山市の子供たちが夢と希望をもつことのできる学びの環境を確保するため、「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」を策定いたしました。今後、本方針を基本的な考えとして、東松山市立小・中学校の適正規模を定め、将来における適正配置を進め、学校教育の充実を図ってまいります。なお、本基本方針は国の施策、教育制度の改正、社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じ内容の見直しを行うものとします。

結びに、この方針の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様、東松山市立小・中学校適正規模審議会委員をはじめとする関係機関の方々に、深く感謝申し上げます。

令和3年3月
東松山市教育委員会

目次

I	はじめに	
II	次代を担う子供たちに求められる学び	
1	国の動向	4
	(1) これからの学びの姿	
	(2) 学習指導要領の改訂	
2	東松山市の動向	5
	(1) 第五次東松山市総合計画後期基本計画	
	(2) 第2期東松山市教育大綱・第2期東松山市教育振興基本計画	
3	東松山市の小・中学校	6
III	東松山市立小・中学校の現状	
1	児童生徒数と学級数の推移	7
2	児童生徒数と学級数の将来推計	7
	(1) 児童数と学級数の推移	
	(2) 生徒数と学級数の推移	
	(3) 児童生徒数の推移	
	(4) 学校別児童生徒数と学級数の将来推計	
3	学校の小規模化・大規模化に伴う課題	17
	(1) 小規模校のメリット・デメリット	
	(2) 大規模校のメリット・デメリット	
IV	望ましい学びの環境	
1	急速な社会の変化への対応	19
2	求められる資質・能力と学びの姿	19
3	本市が目指す学校教育と教育環境	20
	(1) 本市が目指す学校教育	
	(2) 子供たちが生きる力を育むための望ましい教育環境	
	(3) アンケート結果に見る望ましい教育環境	
V	学校適正規模の基本的な考え方と法令上の規定・指針	
1	学校適正規模の基本的な考え方	23
	(1) 学校規模の重要性	
	(2) 魅力ある学校づくりの必要性	
	(3) 集団により育まれる能力	
	(4) 「生きる力」を育む教育の実現	

(5) 東松山市が目指す「まち」の姿

- 2 学校適正規模等に係る法令上の規定・指針等・・・・・・・・・・ 27
- (1) 学校適正規模についての法令上の規定
- (2) 学級編制についての標準及び基準
- (3) 通学距離・通学時間に関する国の指針

VI 本市における適正規模の基準（基本方針）

- 1 学校適正規模の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 学校適正規模の基準（特別支援学級を除く）・・・・・・・・ 29
- 3 通学距離・通学時間の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

VII 学校適正規模の推進方策と配慮事項

- 1 学校適正規模の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (1) 学校の統合・再編
- (2) 通学区域の見直し
- (3) 特認校制度（学校選択制）
- (4) 小中一貫教育
- 2 学校規模の適正化に伴う配慮事項・・・・・・・・・・・・ 32
- (1) 地域と学校との関係
- (2) 安全・安心な学校づくり
- (3) 学校運営協議会制度の活用

VIII 本市における学校適正規模の具体的な進め方

- 1 学校適正規模を進める上での基本的な視点・・・・・・・・ 34
- (1) 時間の視点
- (2) 優先順位の視点
- 2 学校の小規模化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3 学校の大規模化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 東松山市立小・中学校再編計画の策定・・・・・・・・ 35
- 5 学校規模適正化の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

《資料》

- 子ども達にとって望ましい学習環境を考えるアンケート
- 東松山市立小・中学校適正規模審議会条例

Ⅱ 次代を担う子供たちに求められる学び

1 国の動向

(1) これからの学びの姿

①「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定」

平成27年1月、国は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を策定した。これは、中央教育審議会等での検討、文部科学省における全国的な実態調査から得られた具体的な取組の状況等から、各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものである。

②新しい時代の学び

令和元年6月文部科学省は、「新時代の学びを支える先端技術を効果的に活用した学びの在り方 ～新時代に求められる教育～」を示した。

これは「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を実現すべく、新時代に求められる教育の在り方や、教育現場でICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理したものである。

この中では、Society5.0時代の到来に向け、新しい時代に求められる能力として、「ア. 飛躍的な知の発見・創造等新たな能力を牽引する能力」「イ. 読解力、計算力や数学的思考力等の基礎的な学力」が示されている。

更に、そのような能力を育成するための学校や教師の役割として、「ア. 各教科の本質的理解を通じた基盤となる資質・能力の育成」「イ. 協働学習・学び合いによる課題解決・価値創造」「ウ. 日本人としての社会性・文化的価値観の醸成」が示されている。

(2) 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として、文部科学省が定めるものである。社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中で、社会の変化を見据え、子供たちがこれからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を育成するために、概ね10年ごとに改訂される。

これからの教育の目指す方向性は、児童生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる児童生徒を育成することである。その実現を目指して、平成29年3月小学校及び中学校の学習指導要領（以下「新学習指導要領」）が改訂された。

2 東松山市の動向

(1) 第五次東松山市総合計画後期基本計画

本市においては、平成28年4月に「第五次東松山市総合計画」を策定した。策定の背景となる「東松山市の課題」分析では、本市の強みを生かしながら新たなまちづくりを進めるための課題として、「安心して子どもを育てられるまちを構築すること」「教育機会の確保や教育水準の維持向上等教育を一層充実させること」等を挙げている。

そして、将来像を実現するための6つの「まちづくりの柱」の第1に「子どもたちが健やかに成長する 学びのまち」を掲げ、「小・中学校における教育の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で健やかに成長する環境を整えることで、元気な子どもが育つ学びのまちを目指します」としている。

(2) 第2期東松山市教育大綱・第2期東松山市教育振興基本計画

東松山市教育大綱では、東松山市の教育の基本理念として「人と地域がつながり、豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」を掲げ、その実現に向けて東松山市教育振興基本計画を策定した。

近年、ライフスタイルや価値観が多様化している。また、子供の貧困や虐待の問題等の新たな問題も顕在化し、いじめや不登校等の課題との因果関係が指摘される。更に、外国籍児童の増加やSNSに起因するトラブルの増加等、子供たちを取り巻く環境は複雑化している。これらの状況を鑑み、東松山市教育振興基本計画では、「東松山市の目指す教育の姿」として教育大綱に定める理念を掲げ、東松山市の未来を担う子供たちが、自らの力で、また他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現していくために、教育の果たすべき使命は極めて重要としている。

3 東松山市の小・中学校

図表 施設一覧		(令和2年5月1日時点)							
名称	住所	延床面積 (㎡)	建築 年月	児童生徒数(人)		学級数(学級)		併設施設の状況 放課後 児童クラブ	
				通常学級 在籍者数	特別 支援	通常 学級	特別 支援		
小学校	1 松山第一小学校	東松山市松葉町1-1-16	6,226	H01/08	384	5	12	2	
	2 松山第二小学校	大字東平519-1	6,567	S53/12	319	6	11	3	
	3 新明小学校	御茶山町7-1	8,508	H18/07	451	15	14	4	
	4 大岡小学校	大字大谷3699	4,038	S53/11	81	4	6	2	
	5 唐子小学校	大字新郷642	5,498	S52/03	349	12	13	3	
	6 高坂小学校	大字高坂1179	8,080	H22/07	785	10	24	3	
	7 野本小学校	大字下野本650-2	5,031	S43/12	329	11	12	4	きらめきクラブのもと
	8 市の川小学校	大字市ノ川30	6,379	S51/01	505	7	17	2	
	9 青鳥小学校	大字石橋1150-1	6,724	S57/03	431	10	14	2	
	10 新宿小学校	新宿町14	6,174	S58/03	388	10	12	3	
	11 桜山小学校	桜山台5	5,892	S59/03	313	8	12	2	きらめきクラブさくらやま
小学校 計		69,117		4,335	98	147	30		
中学校	1 松山中学校	東松山市松葉町2-6-11	7,843	S47/03	461	8	12	4	
	2 南中学校	大字石橋330	9,010	H13/06	590	17	17	3	
	3 東中学校	六反町4	8,194	S53/03	488	13	14	4	
	4 北中学校	大字松山1895-2	7,749	S58/03	356	15	10	3	
	5 白山中学校	白山台17	6,741	S60/03	185	1	6	1	
中学校 計		39,537		2,080	54	59	15		
小・中学校 合計		108,654		6,415	152	206	45		

※建築年月は、教室棟・特別教室棟で最も古い建物の建築年月を採用
 ※延床面積には、併設施設の面積を含む

Ⅲ 東松山市立小・中学校の現状

1 児童生徒数と学級数の推移

児童生徒数が最も多かったのは、昭和61年度、10,781人で、その後、しばらく横ばいが続いた。平成5年度の10,742人以降、減少に転じ、令和2年度は6,567人となっている。

学級数が最も多かったのは、平成5、6年で、両年とも小中学校全体で333学級であった。児童生徒数の最大の年度と学級数の最大の年度が異なっているのは、法令改正に伴い学級編制上の人数が異なっていることによる。

令和2年度の学級数は251学級である。

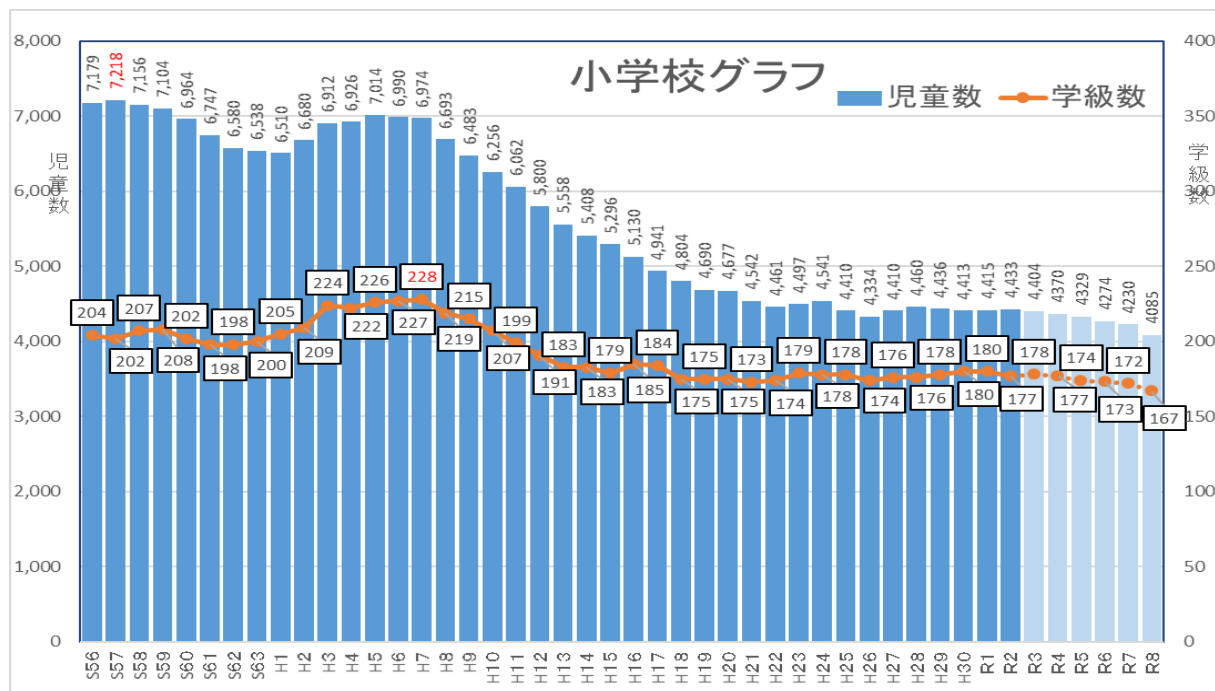
2 児童生徒数と学級数の将来推計

人口減少と少子化の流れは、今後も進展する傾向にある。

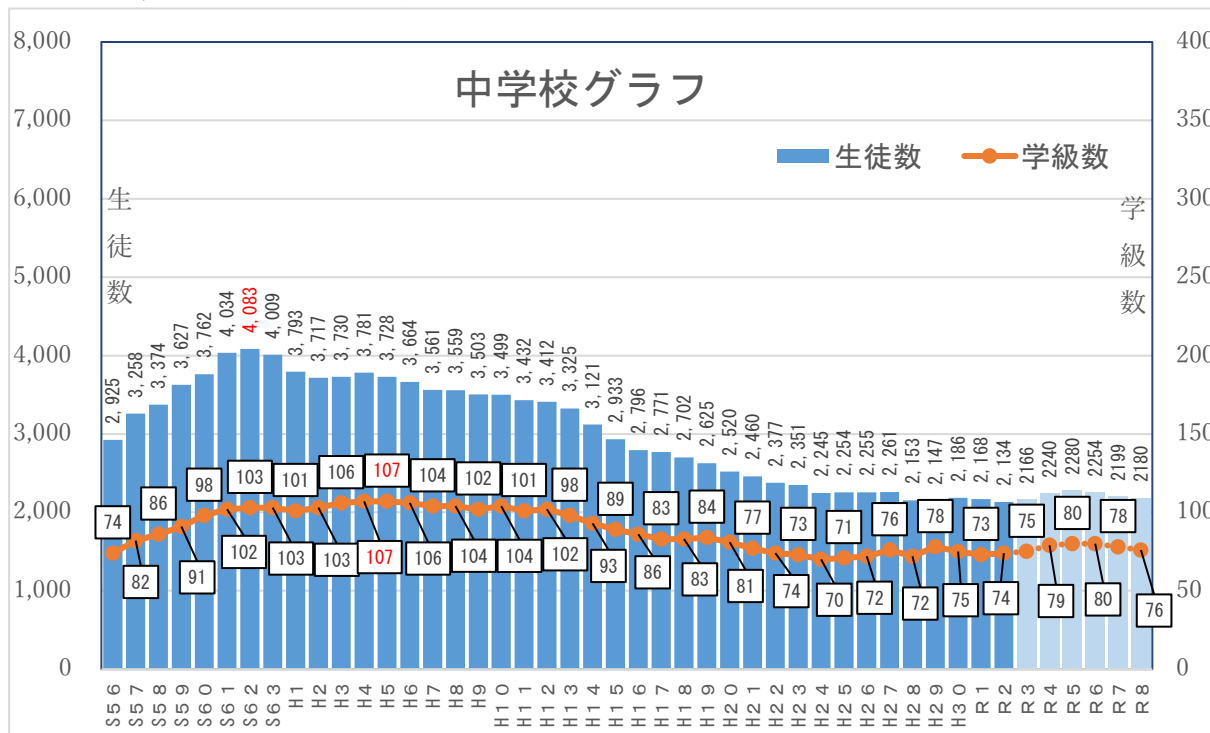
住民基本台帳をもとにした推計では、令和8年度の児童生徒数は、6,265人まで減少し、直近で最も人数が多かった平成5年度の約6割になることが予測されている。小学校では、令和2年度比で、348人減少し7.8%減となる。中学校では、令和5年をピークに減少に転じることが予想される。

将来推計としては、市街地整備等の影響から、児童生徒数が増加する地域があるが、一過性のものと考えられる。東松山市全体としては、今後は、なだらかな減少がさらに続き、少子化が進むことが予測される。

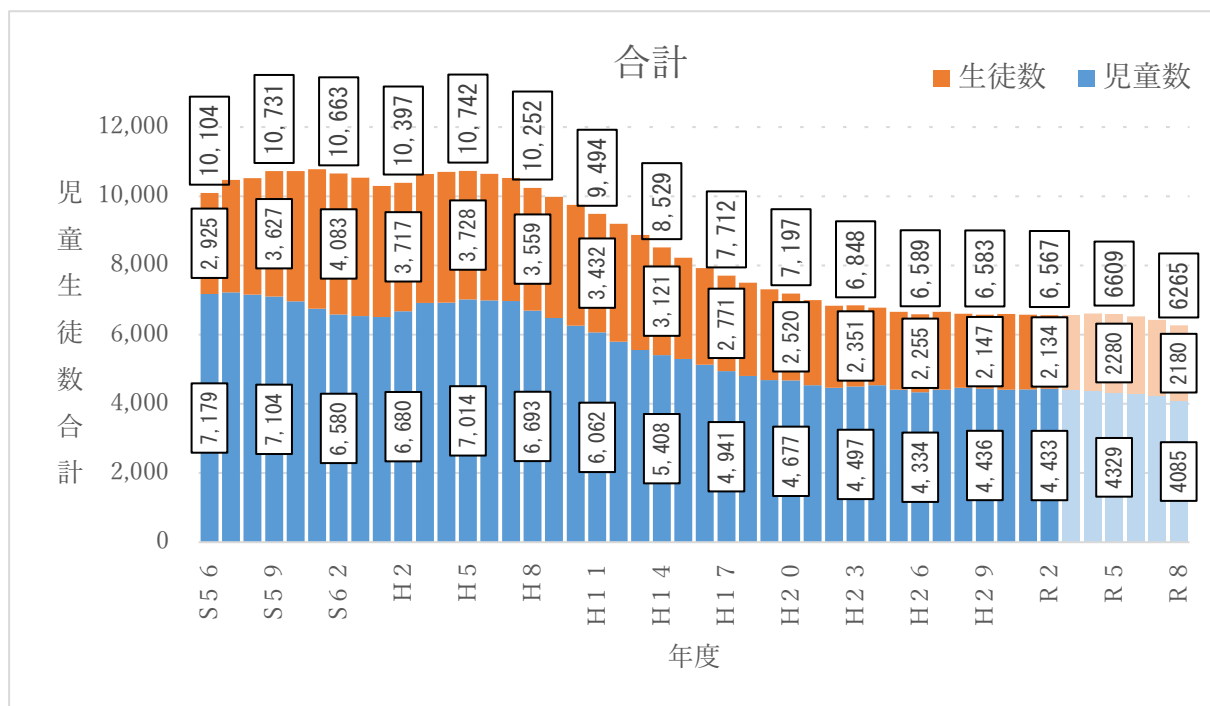
(1) 児童数と学級数の推移



(2) 生徒数と学級数の推移



(3) 児童生徒数の推移

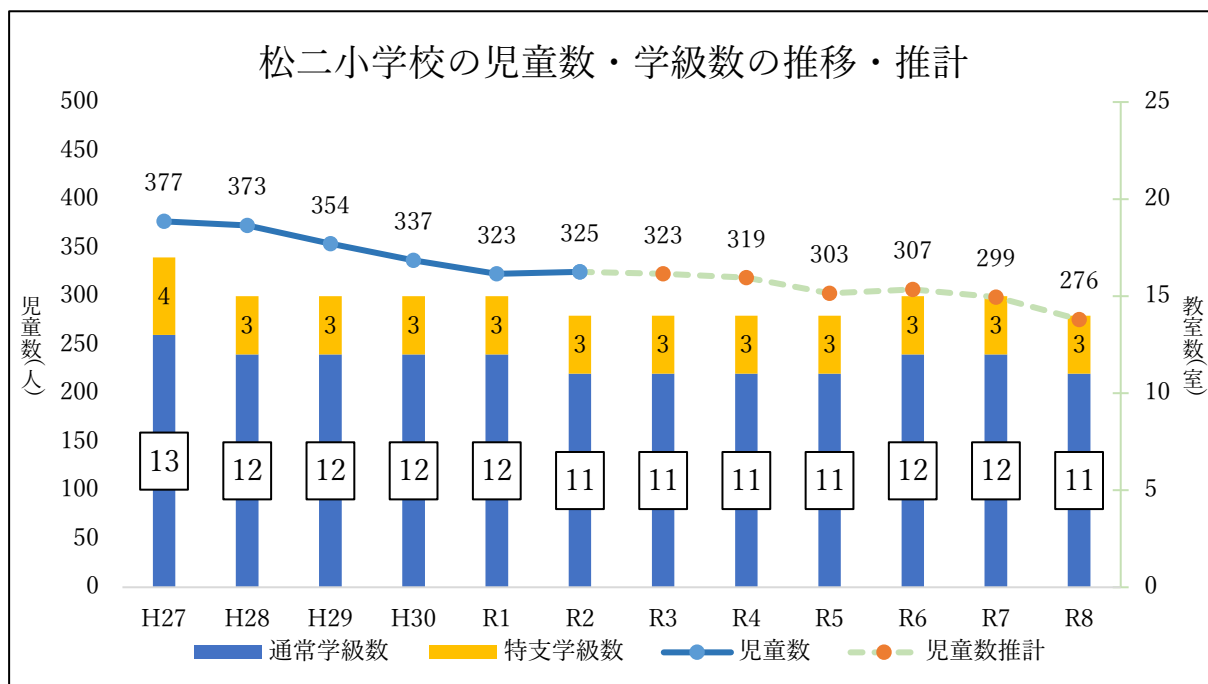
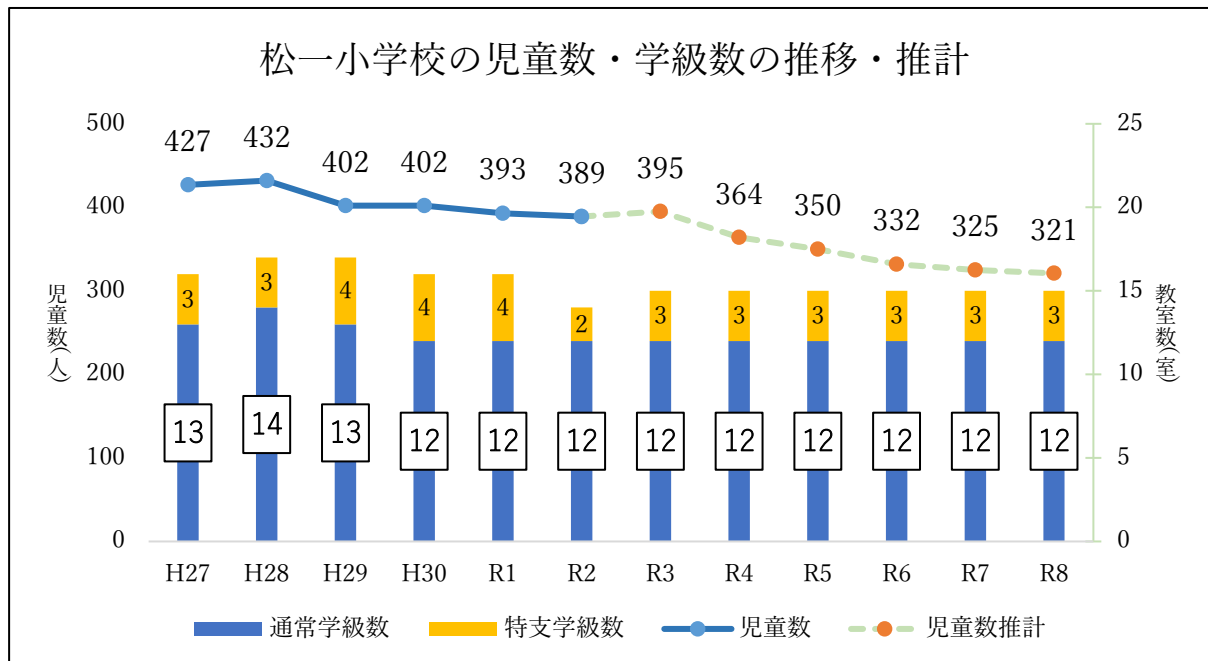


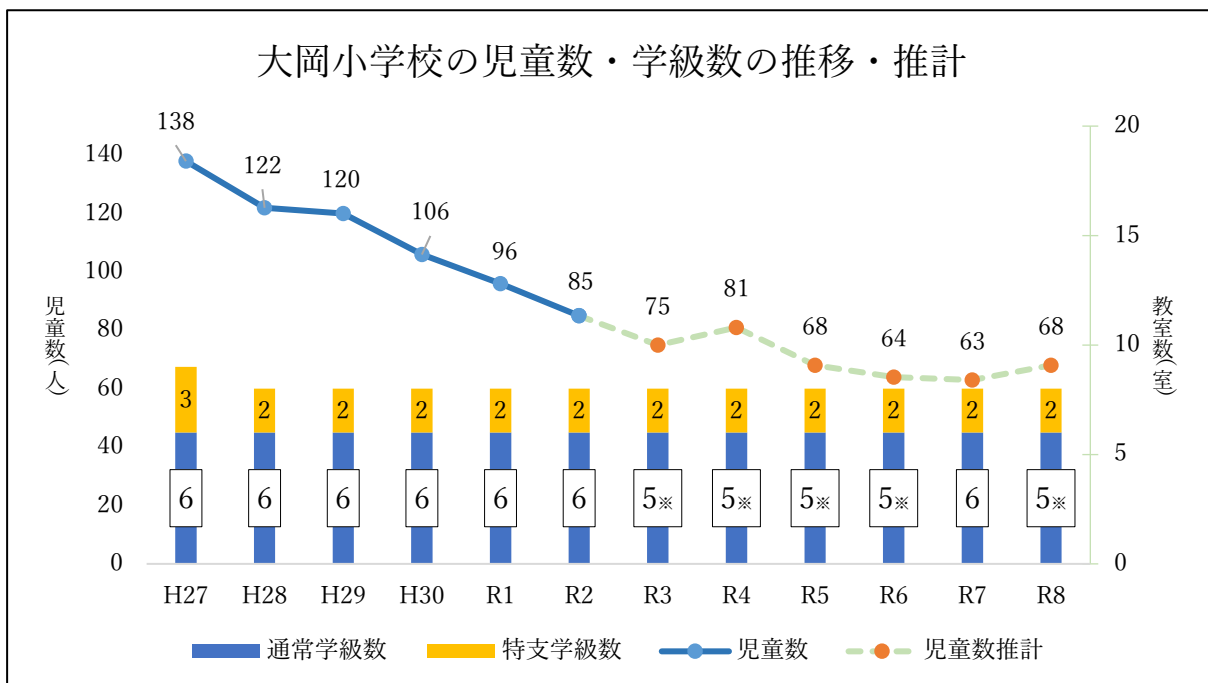
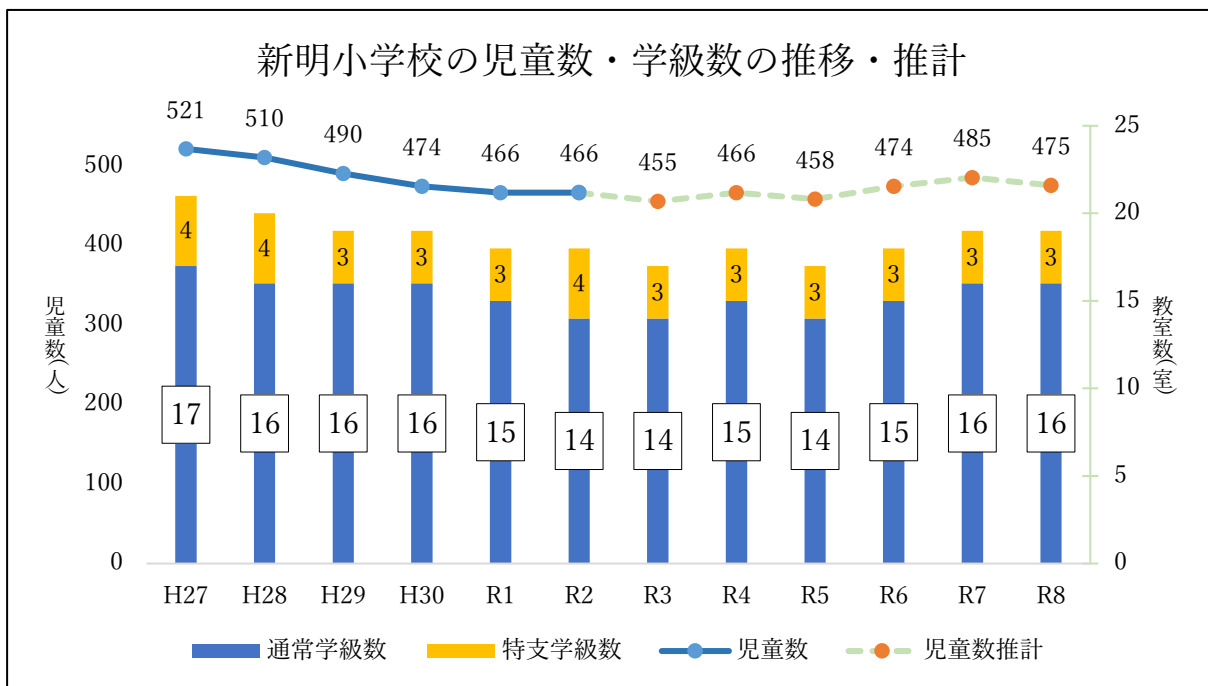
※この推計は、住民基本台帳で、令和2年5月1日時点で東松山市在住の者のみを抽出しているため、今後の転出入や出入国については、加味していない。そのため、市街地開発や住宅地造成等で転入者が見込まれる地域の学校については、本推計の人数より多くなる可能性もあるが、加味をしての推計は極めて困難なため、令和2年5月1日時点で住民票が本市にある者のみの資料としている。

(4) 学校別児童生徒数と学級数の将来推計

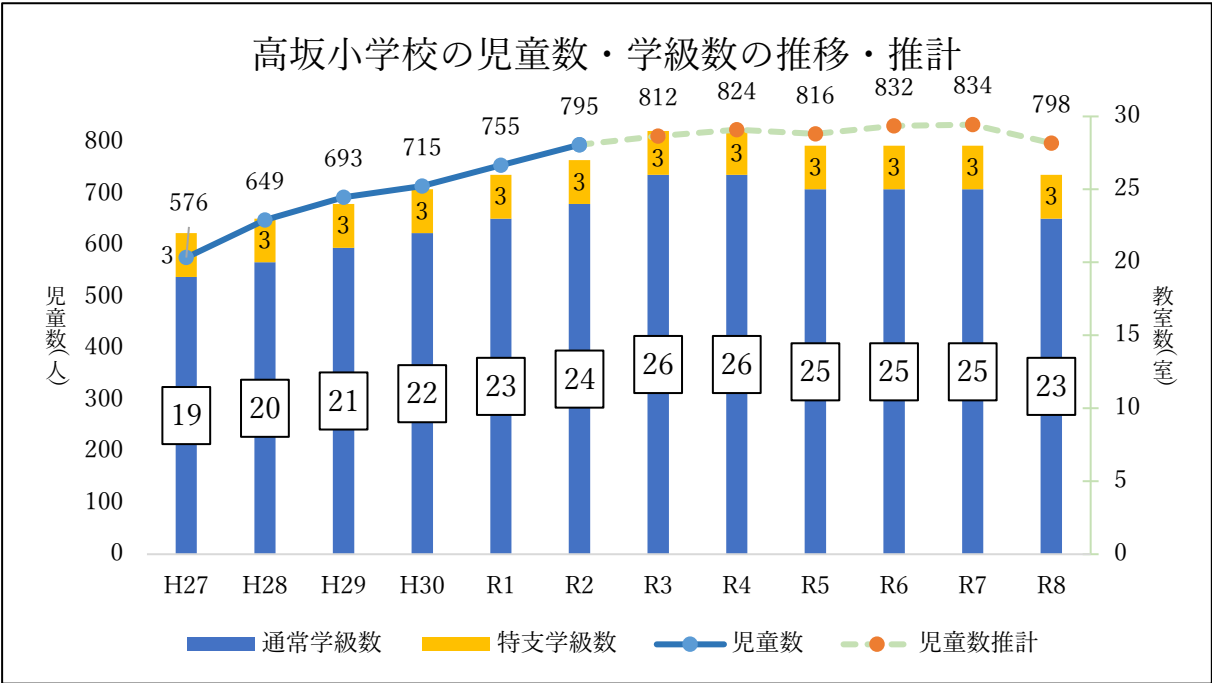
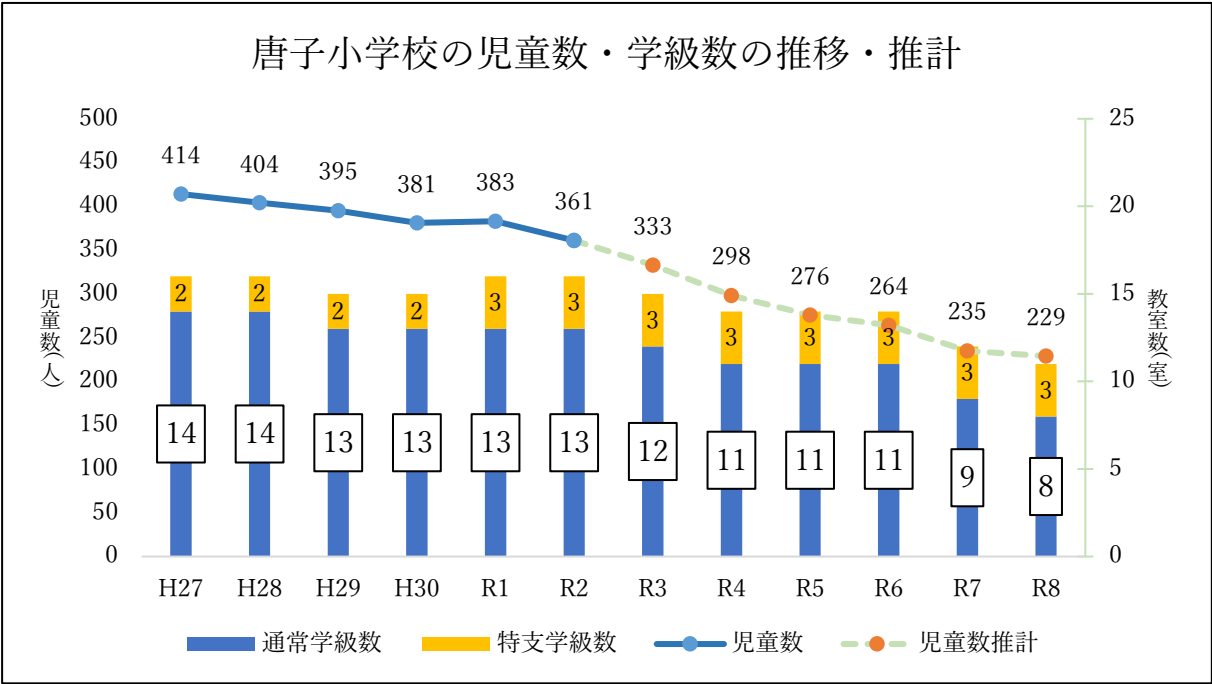
本市の小学校、及び中学校の学校別児童生徒数、及び学級数は次のとおりである。

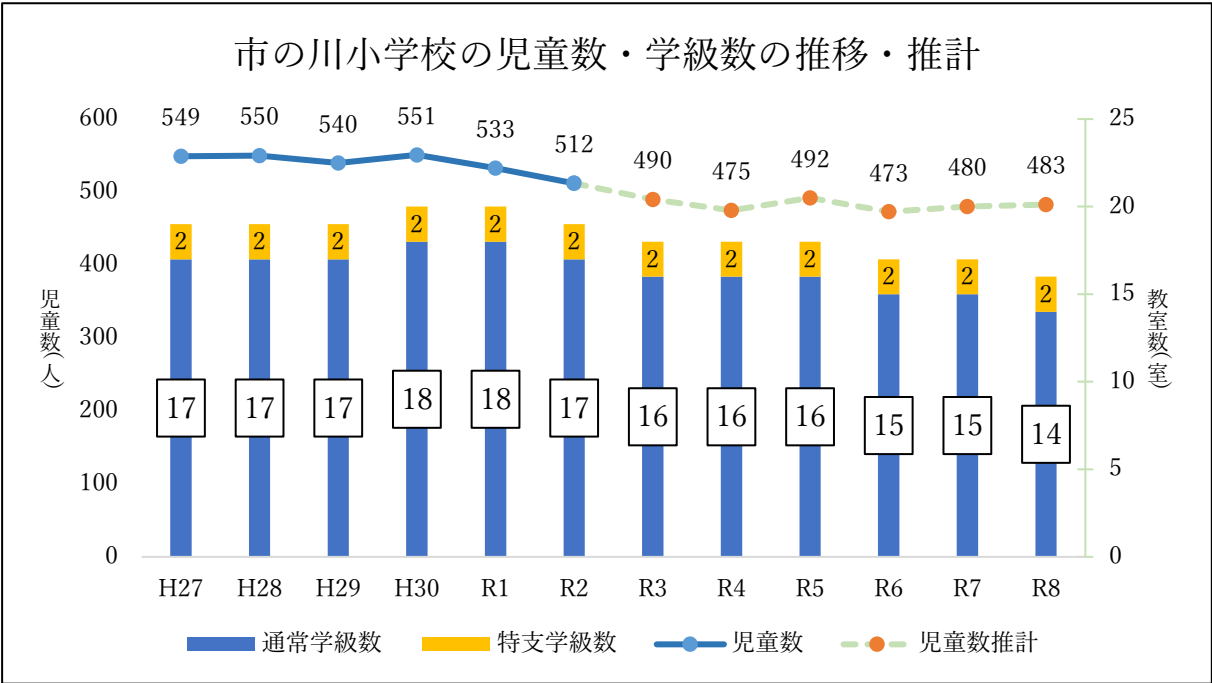
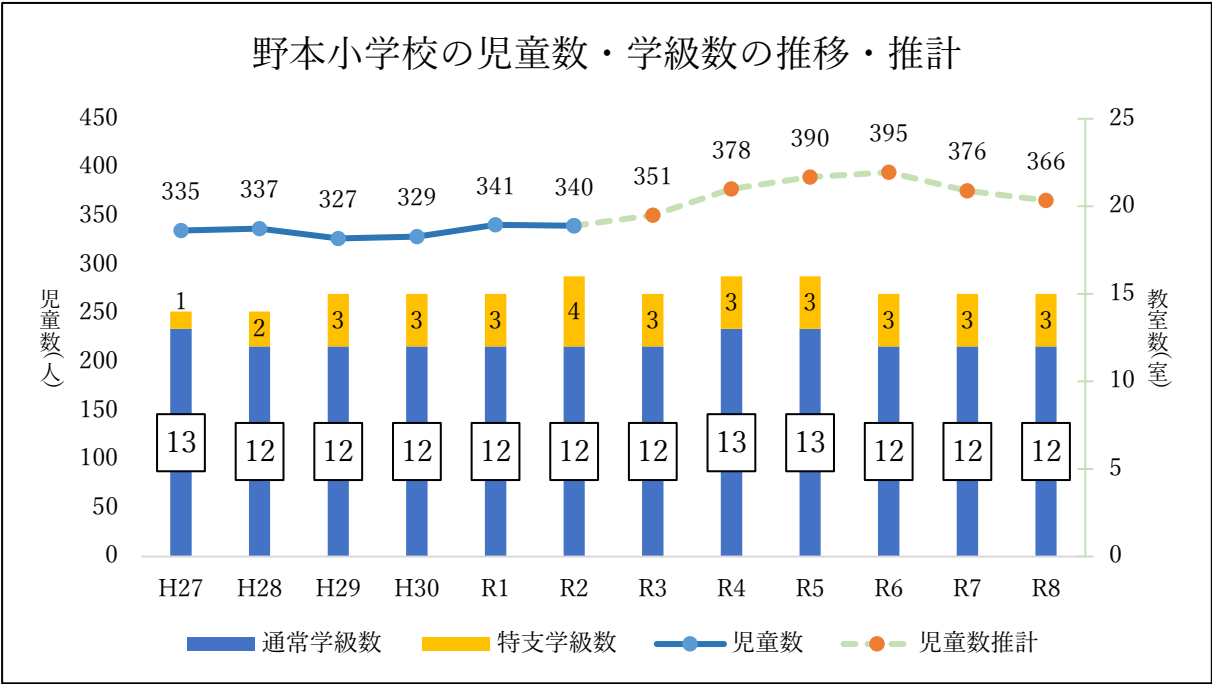
《小学校》 令和2年5月1日現在 住民基本台帳に基づいて算出

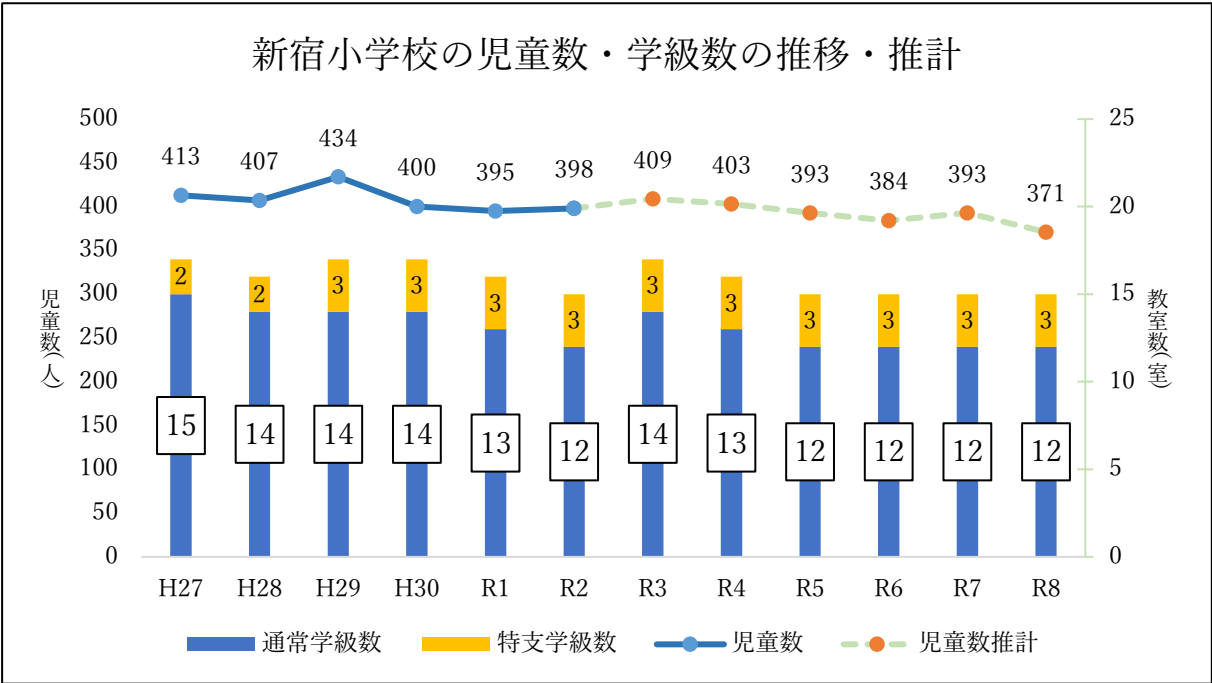
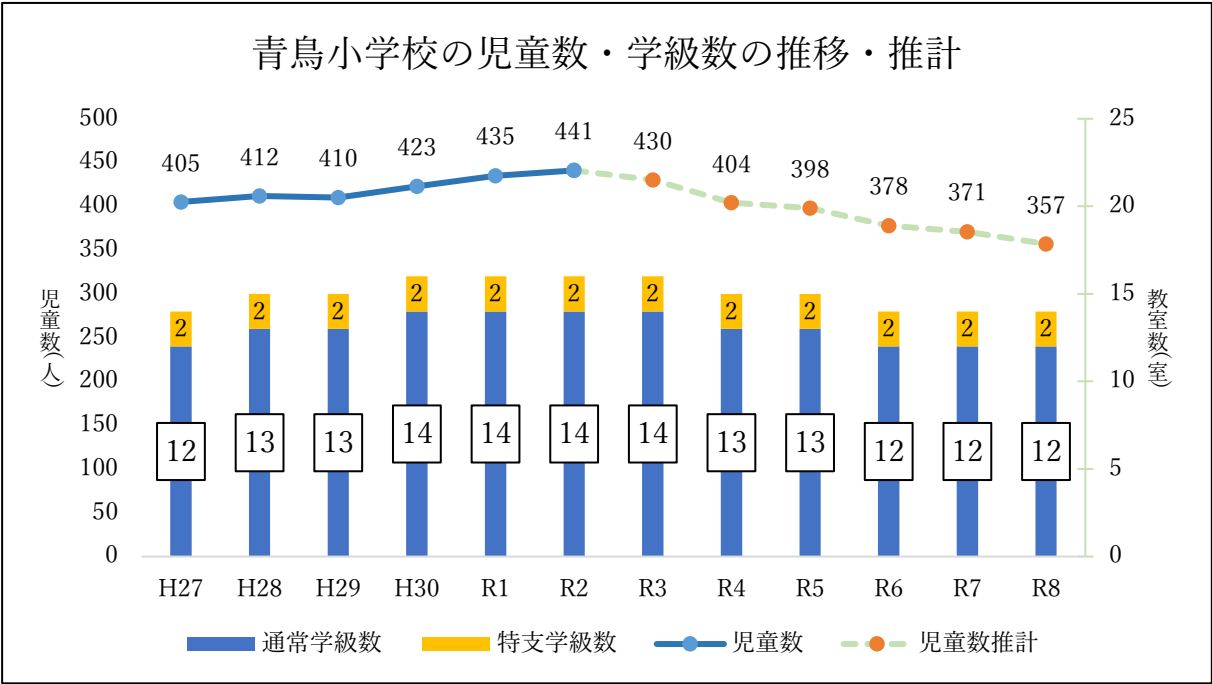


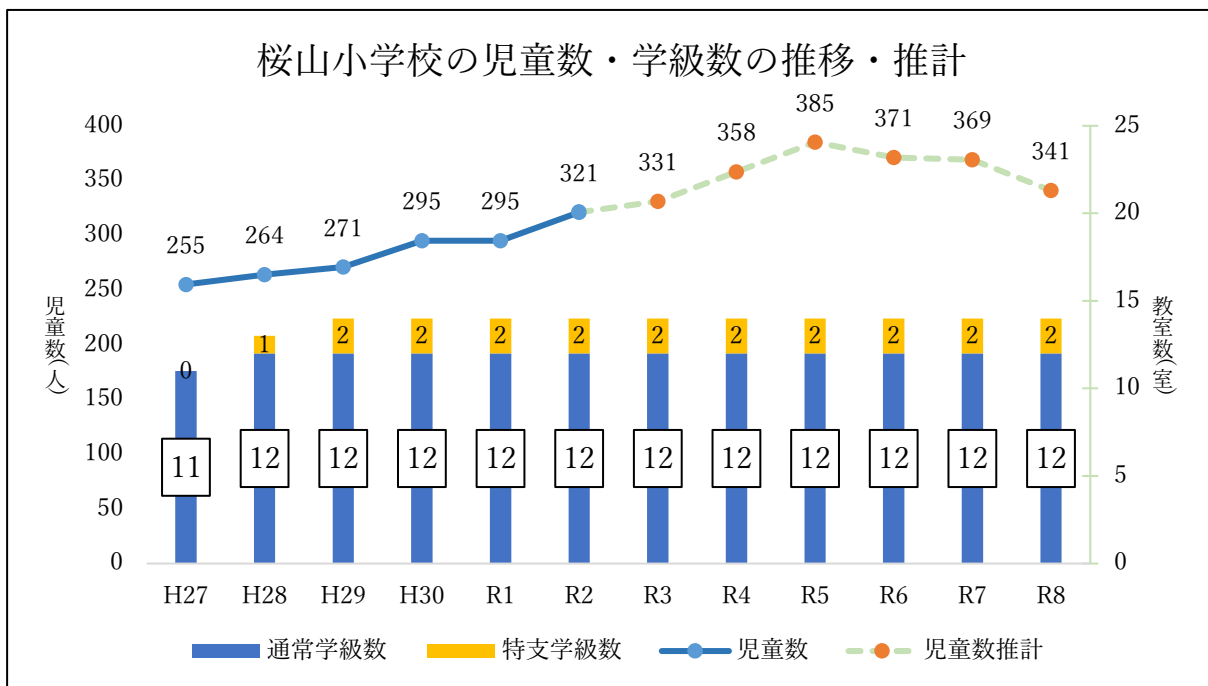


※複式学級：2つの学年を1学級として1人の教師が受けもつ



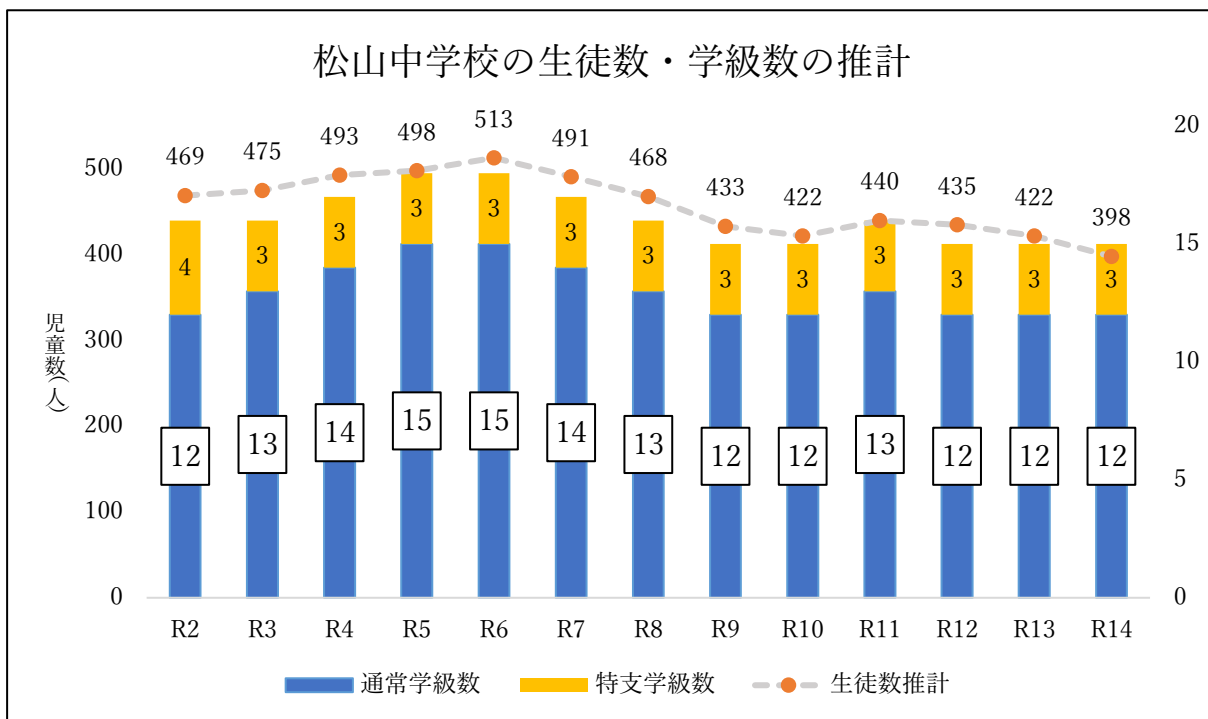


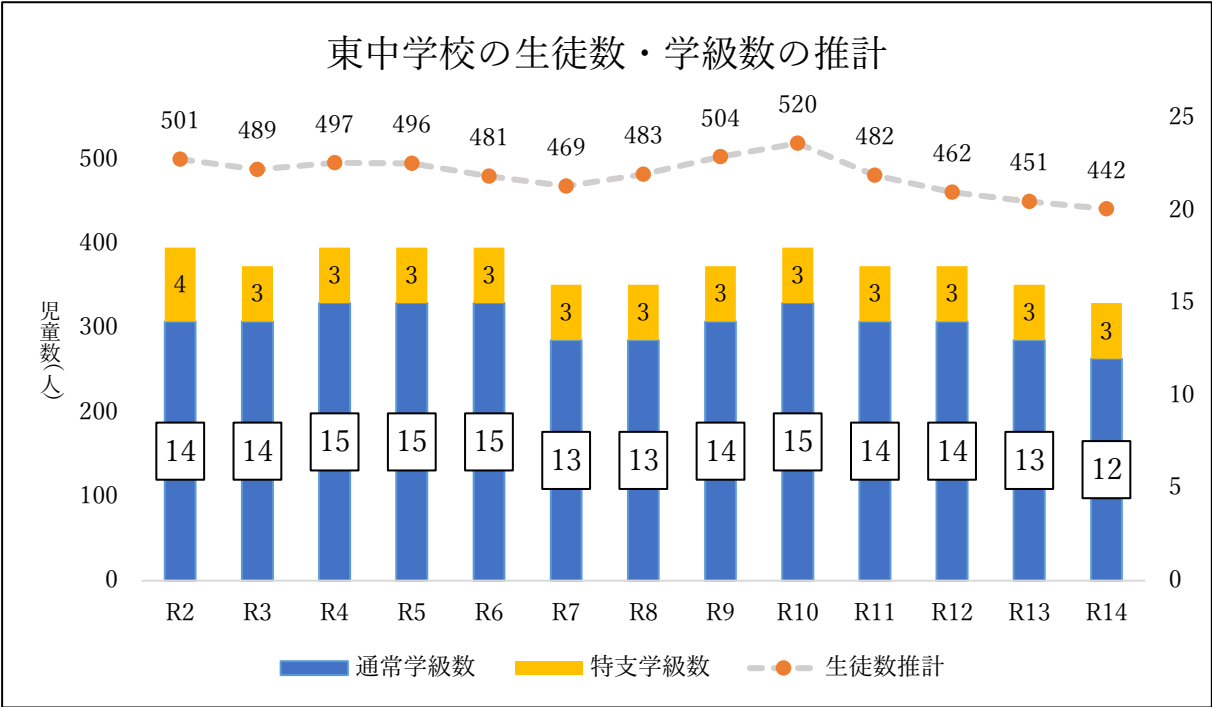
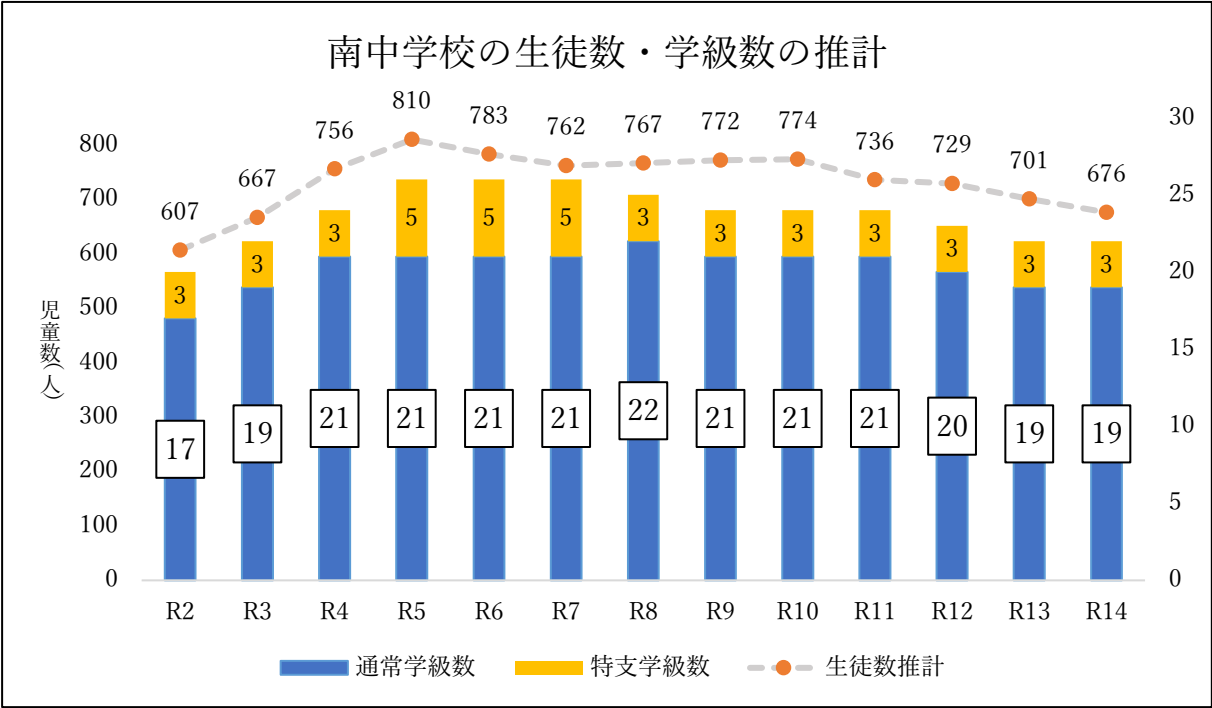


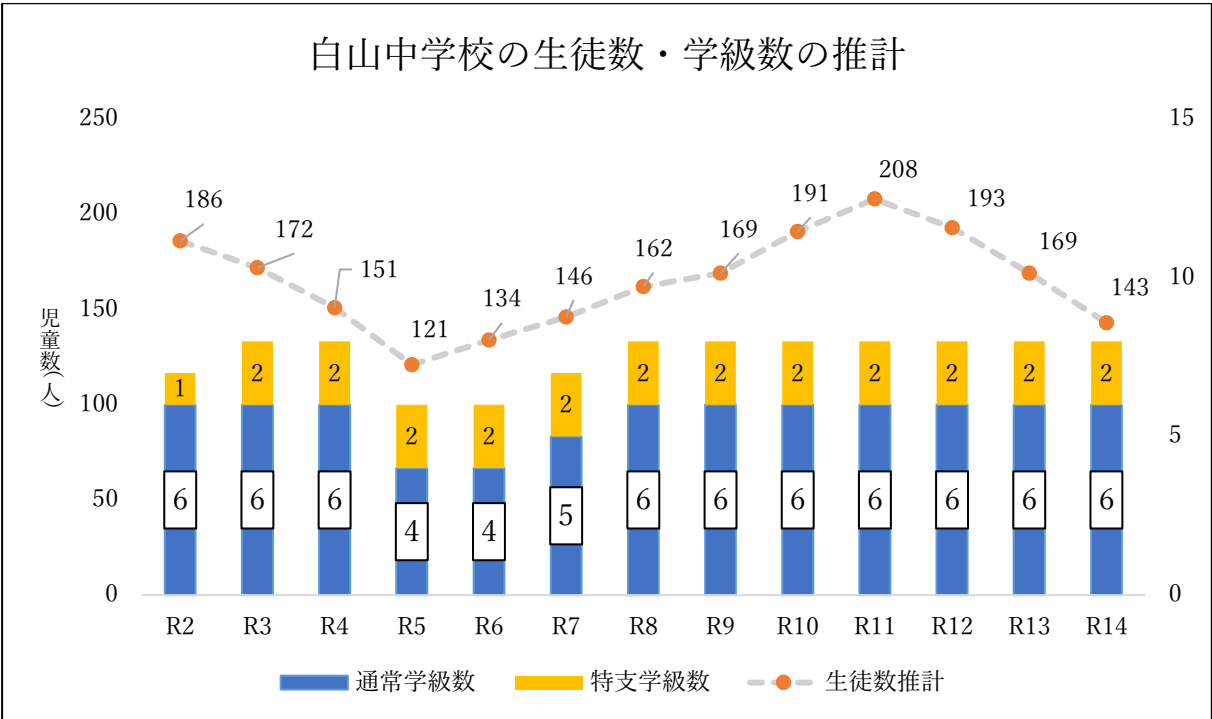
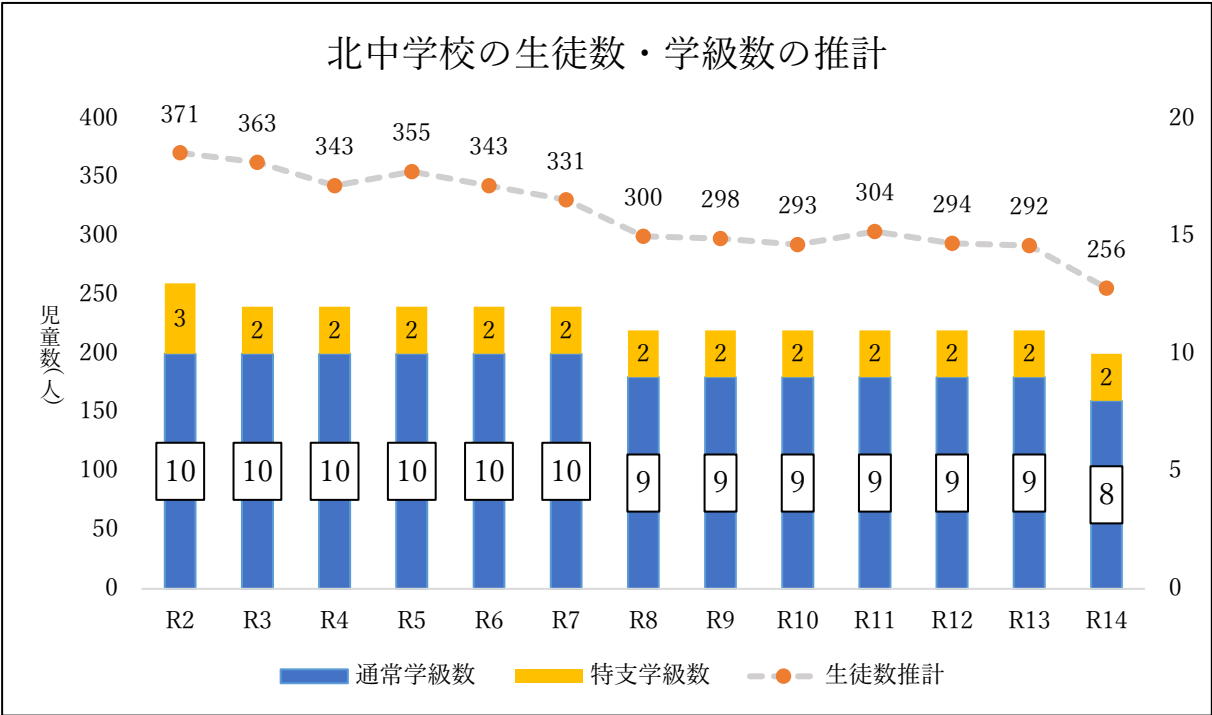


※将来推計数：令和3年度以降に入学する児童数には、特認校制度利用者数を含めていない。

《中学校》 令和2年5月1日現在 住民基本台帳に基づいて算出







※将来推計数：令和3年度以降に入学する生徒数には、特認校制度利用者数を含めていない。

3 学校の小規模化・大規模化に伴う課題

(1) 小規模校のメリット・デメリット

メリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に目が届きやすく、丁寧な学習指導ができる。きめ細かい教育を行うことができる。 ・学校行事や部活動において、児童生徒一人一人に活動の場があり、かつ活動の時間が十分に確保できる。 ・校外学習や外での活動時に、児童生徒の安全面での管理が行き届く。団体行動が行いやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすく、学年を超えた人間関係ができる。 ・体育館、プール、特別教室等を利用する授業の割り当てや集団活動の調整がしやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教室空間に余裕が生まれ、災害発生時や緊急避難時に混雑が生じにくくなる。 ・部活動において、運動場や体育館、特別教室等が余裕をもって使うことができ、活動しやすい。(中学校) ・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の十分な連携が可能になりやすい。 ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。
デメリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会が少なくなる。 ・運動会や音楽会等の行事での集団活動、球技や合唱・合奏の授業等の集団学習において、実施する上での人数が少ないがゆえに制約が生じる。 ・グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員（音楽・理科等）による指導等、多様な学習・指導形態をとりにくいことによって、授業を展開する上での制約が生じる。 ・クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・クラス間の競い合いによって高めあう機会が少なくなり、運動会や音楽会等の行事の実施において制約が生じる。 ・配置する教員数が限られ、各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。(中学校)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・集団内の男女比に偏りが生じやすい。 ・部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。(中学校) ・一人の教員が、複数学年の授業の準備を行う、また多数の校務分掌が集中しやすい等、教員の負担が大きくなる。(中学校) ・教員の出張、研修等の調整が難しいことがある。 ・PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

(2) 大規模校のメリット・デメリット

メリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が集団の中で、相互に刺激し合い、高め合う機会が増える。 ・児童生徒が学び合いをとおして、多様な考えを引き出すことができる。 ・児童生徒が多様な考え方に触れ、協調性を養うとともに、一人一人の資質や能力を伸ばしやすくなる。 ・運動会等の学校行事や音楽活動等の集団活動に活気が生まれる。 ・クラス替えにより、豊かな人間関係の構築や、多様な集団の形成を図ることができる。 ・社会性や協調性、たくましさ等を育みやすくなる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の教育活動全般において、選択の機会が増加し活躍の場を与えることができる。 ・学校全体で組織的な指導体制が組みやすくなり、多様な指導形態で指導が工夫できる。 ・部活動の種類が増え、選択の幅が広がる。(中学校)
デメリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・理科室や音楽室、体育館等の使用に制約が生まれ、時間割編成に支障をきたす場合がある。 ・宿泊学習、校外行事等において、人数が多いことで児童生徒一人一人の行動の選択幅や活動時間が制限され、活動内容に制約が生じる。 ・授業、学校行事、部活動等で一度に活動する人数が多いことにより、一人一人の活躍の場や機会が少なくなる、あるいは活躍できなくなる場合がある。 ・同学年の結びつきが強くなり、異学年との交流や縦割りの活動がしにくくなる。 ・児童生徒一人一人の個別の状況を把握しにくく、きめ細かい指導が難しくなるため、生徒指導上の課題や問題行動が発生しやすくなる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生等による緊急避難時に混雑が生じやすい。 ・部活動において、運動場や体育館、特別教室等の利用の割当てや調整が行いにくい。(中学校)

IV 望ましい学びの環境

1 急速な社会の変化への対応

子供たちを取り巻く環境は急速な変化を続けている。1990年頃インターネットが普及し始め、それから30年余り、今ではスマートフォンはほとんどの人が手にし、いつでもどこでも世界中の膨大な情報を瞬時に得ることができるようになった。今後、AIの急速な進化により私たちの生活はさらに大きく変化していくことが予想される。

このような時代に、教育に課せられた使命は、先行き不透明な時代をたくましく、そして、心豊かに生きていける能力を育てていくことである。そのためには、学校教育の中で、子供たちが勇気をもって未知の世界へ一歩を踏み出せるような力を育てていく必要がある。

本市では、今後目指すべき教育の指針として、第2期教育振興基本計画に「生きる力」の育成を掲げている。これは、「社会の変化に主体的にかかわり、自らの力で学び、考え、行動し、また多様な人々との関係を深めながら新たな価値を創造し、人生や社会を切り拓くことができる人材」を育成することである。

児童生徒への教育内容や教育方法は、時代の要請や社会のニーズに応じて変化する。今後、その変化はより加速していくであろう。技術が進歩したことで、人間ができるようになったことは多くある。また、人間の労力が不要になったことも多い。それは今後も継続するであろう。しかし、如何に内容や方法が変化しても、教育において欠くことのできないものは「人」の存在である。教育の基本として、ものの感じ方や感性は、人とかわらなければ育たない部分である。「人」に学ぶ、「人」と共に学ぶことは、万世不易のものである。変化の激しい時代だからこそ、改めて「教育は人なり」の格言が強い意味をもつ。

2 求められる資質・能力と学びの姿

新しい学習指導要領ではバランスよく育むべき資質・能力に関して、次の3点を示している。

- ①実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」の習得
 - ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
- これらの資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められる。

- ・「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心をもち、自分の進路や職業等の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげることができる学び。
- ・「対話的な学び」とは、子供同士が目標を共有し力を合わせて活動したり、教師や地域の人との対話や先人の優れた考え方を手掛かりに考えたり、自分の考えを広

げ深めるような学び。

- ・「深い学び」とは、各教科等で、その教科等なりの「見方・考え方」を学ぶだけでなく、様々な教科等で学んだ見方・考え方を相互に関連付け、自分なりに問題を見出して解答を導き出せるような学び。

学校は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫した特色ある教育活動を展開しなければならない。その中で、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図ること等により、生きる力を育むことが大切である。

特に、「対話的な学び」を実現するには、自分で考えたことを他者と意見交換し議論する活動を授業に積極的に取り入れることが必要である。

3 本市が目指す学校教育と教育環境

(1) 本市が目指す学校教育

第2期東松山市教育振興基本計画では、「東松山市の目指す教育の姿」として、「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」を掲げ、東松山市の未来を担う子供たちが、自らの力で、また他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するための教育を推進することを示している。

具体的には、基本目標Ⅰに「学校教育の充実」を掲げ、7つの施策（1 確かな学力の確立 2 社会性・国際性が身に付く教育の実践 3 豊かな心と健やかな体の育成 4 人権を尊重した教育・幼児教育・特別支援教育の推進 5 教員の資質・能力の向上 6 相談体制の充実 7 小・中学校9年間を一貫した教育の推進）に取り組み、児童生徒の「生きる力」を育成することを目指している。

(2) 子供たちが生きる力を育むための望ましい教育環境

国が示す教育の方向性や求められる児童生徒像を踏まえ、東松山市の次代を担う人材を育成し、学校教育の目標である児童生徒の資質能力をより効果的に育成するためには、次に示す環境が望ましいと考える。

①子供たち一人一人の意欲や向上心が高められる環境

- ・受動的な学びを、自ら学ぼうとする主体的な学びに変えることにより、児童生徒の意欲や向上心が高まる。授業、学校行事、部活動等、日々の教育活動において、幅広い活動に児童生徒が興味をもって取り組むことができる場が充実することで、魅力ある教育活動が生まれ、児童生徒一人一人の意欲や向上心の高まりが期待できる。
- ・学校では、主体的・対話的で深い学びを具現化するため、個別学習やペア学習、グループ学習等、学習形態を工夫している。また、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習等、児童生徒の実態に応じた学習方法の工夫を行っている。更に、複数教員による個に応じた指導(ティーム・ティーチング)や少人数学級による指導等、

一人一人へのきめ細かな指導や支援ができるような環境が大切である。

②友達と共に学び合い、支え合い、認め合える環境

- ・学校は児童生徒の社会性を育む場であり、児童生徒一人一人が自他の価値に気付き、互いに認め合える土壌が不可欠である。自分の思いを適切に相手に伝え、相手の考えを正しく理解することは、新たな自分の可能性に気づき、自分の魅力を再発見し、自信をもつことにつながる。また、学習の場において一人一人が多様な考え方に触れる中で、自分と友達の考えを比べる、自分の考えを友達に説明する等の活動をとおして、より深く考える機会を得ることになる。
- ・学校では、教育活動全体をとおして児童生徒間のより良い人間関係の構築や、一人一人が自ら主体的に判断し行動できる場をつくっている。子供たちは多くの成功体験と充実感を味わい、時には失敗体験と挫折を経験しながら、日々成長している。子供たちにとっては、自己や他者の新たな面の発見と、協働による新たな関係の創出等を背景に、柔軟な思考を働かせるような経験を数多く積み重ねていくことが大切である。そのためには、クラス替えや学習方法等の工夫により、児童生徒が新たな人間関係を構築する力や適応力を身に付けることができる機会をつくり、社会性が育まれるような環境を整えていく必要がある。
- ・物事を自らの力で解決することの大切さとともに、友達の力を借りて物事を成し遂げる協働の学びの視点は創造の源である。友達と学び合う環境は、児童生徒一人一人の社会性を育みコミュニケーション能力を高めることにつながる。

③指導体制が充実している環境

- ・学校は組織体である。教師一人一人が資質や指導力の向上を図りながら学校全体の教育力を高めることは、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりにつながる。児童生徒を取り巻く新たな課題への対応には、教職員全体が一体となって向かうことが必要である。近年、ベテラン教員の大量退職と若手教員の増加に伴う学校の教育力の低下が、解決すべき喫緊の課題となっている。解決には教員が自己研修に努めることができるとともに、教員同士が研鑽し合える環境が必要である。教員同士が切磋琢磨し、学び合える環境は、教員の資質・能力・指導力を向上させ、学校教育全体の教育力を高めることになるからである。
- ・児童生徒の一人一人に多くの教員がかかわることは、学習指導や生徒指導の充実につながる。より多くの目で児童生徒を見守り、児童生徒の思いや願いを十分に把握することで、一人一人のニーズに合った学びの環境を提供することができる。結果として、子供の個性や可能性をさらに伸ばすことができる環境となる。
- ・中学校で専門性の高い教員を教科ごとに配置することは、魅力的な質の高い授業を実現する。そのためには、一定の教員数を確保しなければならない。

(3) アンケート結果に見る望ましい教育環境

東松山市立小・中学校適正規模審議会による「子ども達にとって望ましい学習環境を考えるアンケート」(令和元年10月実施)において、次の回答があった。

【小学校】

- ①「小学校の学級数の最も望ましいと考える学級数」の問いに対して、回答者の約75%が、1学年あたり2学級あるいは3学級と回答している。
- ②選んだ理由として、「クラス替えにより人間関係に変化をもたせることができ、友達がたくさんできる」、「児童間の人間関係が深まりやすく、他の学年との交流が生まれやすい」、「社会性や協調性を身に付けることができる」の回答で、約65%を占めた。

【中学校】

- ①「中学校の学級数の最も望ましいと考える学級数」の問いに対して、回答者の約75%が、1学年あたり4～6学級と回答している。
- ②選んだ理由として、「クラス替えにより人間関係に変化をもたせることができ、友達がたくさんできる」「体育祭や文化祭等の学校行事が盛り上がる」「社会性や協調性を身に付けることができる」の回答で、約60%を占めた。

本市で考える「子供たちにとって望ましい学習環境」は、アンケート結果に示す「期待する学習環境」と同一線上にある。

V 学校適正規模の基本的な考え方と法令上の規定・指針

1 学校適正規模の基本的な考え方

(1) 学校規模の重要性

学校は、児童生徒に確かな学力と社会性を身に付けさせる役割を担う。児童生徒は集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合いながら切磋琢磨することで、思考力・判断力・表現力等を育み、社会性や規範意識を身に付け、更に自らの存在意義を自覚することができる。その基盤となる学校には、一定の規模の児童生徒の集団が確保されていなければならない。

また、教員が協働しチームとなって児童生徒の指導にあたり、特に中学校では専門の教員が指導することが大切である。そのためには、教員の経験年数、専門性、男女比等、学校全体がバランスのとれた教職員で組織されていることが望ましい。

そのためにも、学校が一定の規模を維持することが、不可欠であるとする。

(2) 魅力ある学校づくりの必要性

魅力ある学校は、主役である児童生徒が安心して生活できる環境の中で、自ら主体的に学ぶことができる場である。そこでは、多くの仲間と喜怒哀楽を共有し切磋琢磨しながら学力を身に付けることができる。そして、児童生徒一人一人が教員や友達から認められ期待される中で、誰かの役に立っている、誰かに喜んでもらった等の体験を積み重ね、集団の一員としての自覚や誇りをもつことができる学校こそが魅力ある学校である。

学校では、世代、性別、経験等が異なる教員が連携し、児童生徒の実態を適切に把握し、保護者や地域の願いを強く受け止めるとともに、創意工夫により特色ある教育活動を行うことが大切である。新たな課題に対しては、学校や子供を取り巻く人的環境が連携して解決を図っていく必要がある。本市の全ての小中学校で実施している学校運営協議会制度はその一翼を担っている。

現在、学校は魅力ある学校づくりを進める上で、保護者・地域住民と連携しながら、教育活動を進めている。しかしながら、今後、学校規模（児童生徒数）が縮小すれば、学校が行う教育課程上の工夫にも限界が生じ、また、保護者や地域住民によるサポートにおいて、これまで以上に負担を強いるような事態も想定される。学校適正規模の実現により、速やかに解決策を講じる必要がある重要な課題の一つであるとする。

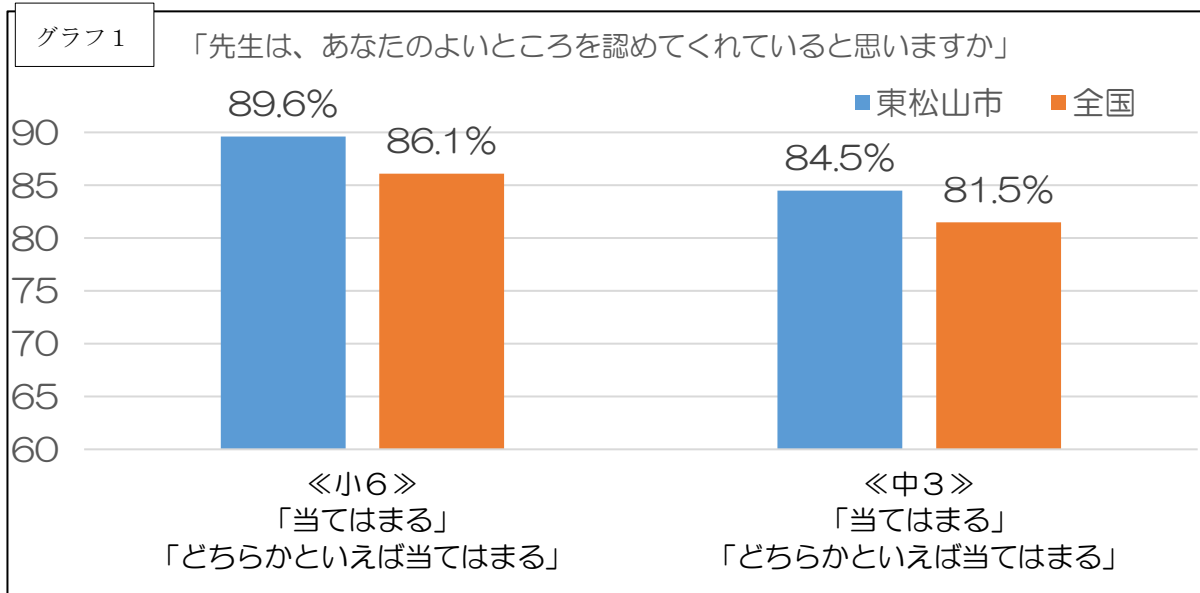
(3) 集団により育まれる能力

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的に児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、小学校6年、及び中学校3年生を対象に実施している。

この調査では、教科に関するものほかに、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の

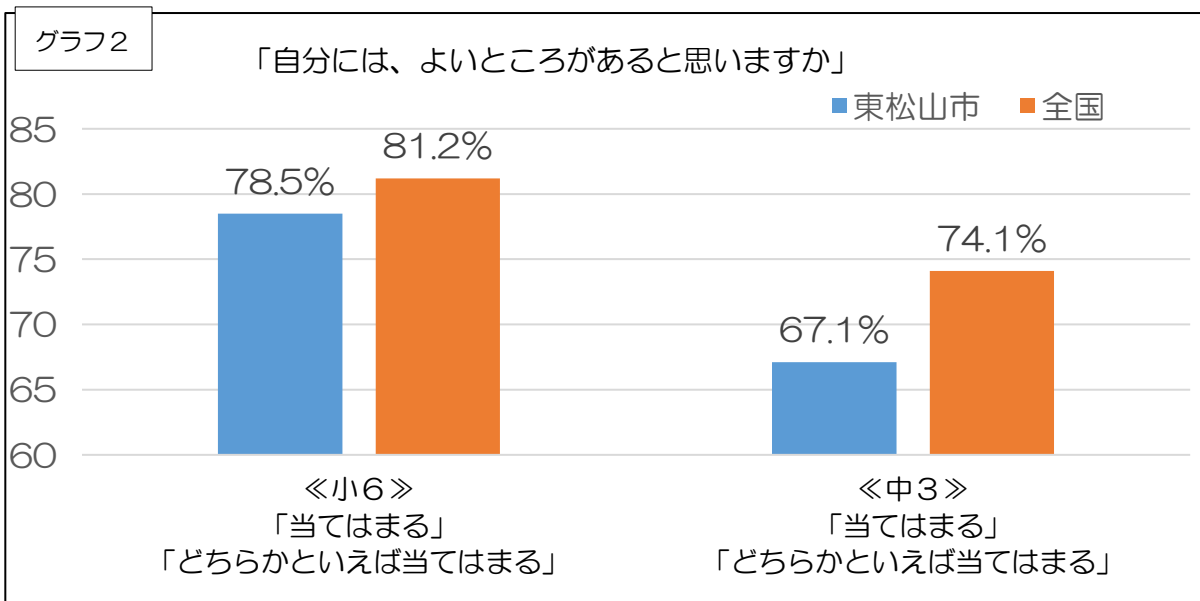
諸側面等に関する質問も行われている。

グラフ1は、質問紙調査「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」の質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合を示している。



本市と全国の児童生徒の状況を比較すると、小6・中3のどちらも本市の児童生徒は、全国の児童生徒の数値を上回っている。ここからは、本市の子供たちは学校生活の中で先生から認められることが多いと感じていることが分かる。

グラフ2は、質問紙調査「自分には、よいところがあると思いますか」の質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合を示している。



本市と全国の児童生徒の状況を比較すると、小6・中3のどちらも本市の児童生徒

は、全国の児童生徒の数値を下回っている。

2つの調査結果から分かることは、児童生徒は学校生活では、先生から認められる（褒められる）ことが多いと感じている一方で、なかなか自分のよさを認めにくく、自尊感情の低い傾向があるということである。

人間にとって人とかかわりたいという欲求や実際に人とうまくかかわること等の社会性に関係することは、人と人とが直接関わり合う中で育つといわれる。子供たちは、学校という集団の中で多くの成功体験を積み重ねながら達成感や充実感を味わい、人から認められることを実感したり、誰かの役に立っているという感覚を味わったりしながら、集団の一員としての自覚や誇りをもつ。東松山市の子供たちが、自身の弱みを克服するための一助となる極めて有意義な経験であり、自尊感情を高めるために役立つものである。

今後、技術の進歩に伴うAIの台頭や仮想現実の社会が到来するであろう。学校現場では、文部科学省が示す「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の取組が加速し、同時にGIGAスクール構想によるICT環境の整備が急速に進むことになる。

しかし、教育の不易（学校教育の役割・目的：①学力保障 ②人格の陶冶 ③社会性の涵養）は、変わることはなく、また、知徳体を一体で育む「日本型学校教育」の根幹が崩れることもないと考える。これらは「生きる力」の原点だからである。

（4）「生きる力」を育む教育の実現

本市の教育振興基本計画に掲げる「人と地域がつながり、豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の基本理念として、本市の未来を担う子供たちが、自らの力で、また他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現することがある。

これは、予測困難な社会に主体的に関わり、よりよい社会と幸福な人生の作り手となる力を身に付けられるようにするという、まさに、本市の学校教育が長年育成を目指してきた「生きる力」に他ならない。

子供たちの「生きる力」を育むためには、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう人間性等」を3つの柱としてバランスよく育まなければならない。各学校が、如何に「主体的・対話的で深い学び」を実現していくかが成否の鍵を握る。

学校規模の適正化を考えていく上で、「生きる力」の育成は、欠くことのできない要素である。

（5）東松山市が目指す「まち」の姿

学校の適正規模は、東松山市が掲げるまちづくりの指針としての「第五次東松山市総合計画後期基本計画」を踏まえ、進めていく必要がある。

① 2つのまちづくりの計画

本市では、まちの将来像を掲げ、その実現に向けた取組方針を体系的に整理し、土地利用や道路等、個別の都市計画の基礎となる「東松山市都市計画マスタープラン」

(平成31年4月)を策定した。ここでは、これからの東松山市におけるまちづくりの方向性を示している。

また、今後の人口減少を見据え、医療・福祉・商業等、日常生活に必要な施設や居住の維持・誘導の方針を定める新たなまちづくり計画として、「東松山市立地適正化計画」を策定している。(平成31年4月)「立地適正化」とは、将来の人口減少や高齢化等を見据え、生活に必要な各種施設や住宅(立地)を適正な方向(生活に必要な施設が徒歩や公共交通で移動できる範囲にまとまって存在し、それらのサービスを身近で受けられるまちの姿)へ緩やかに誘導していくことを意味している。

②これからのまちづくり

東松山市立地適正化計画では、様々な都市機能(医療・福祉・子育て支援・商業・教育文化等の都市の生活を支える機能)や住居がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通により各種施設を利用することができる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するとしている。

特に人口誘導に関しては、「居住誘導区域の設定の基本方針」として、市街化区域内の人口・都市機能の集積や公共交通を将来にわたり維持するとともに、市街化調整区域の開発需要や定住人口を長期的な視点で緩やかに市街化区域内へ誘導していくために、住宅地としての土地利用が想定されている4つのエリア(松山、高坂、高坂丘陵、沢口町・殿山町)に居住誘導区域を設定するとしている。



2 学校適正規模等に係る法令上の規定・指針等

(1) 学校適正規模についての法令上の規定

学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と、(中略)読み替えるものとする。

(2) 学級編制についての標準及び基準

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人 (第1学年の場合35人)
	2つの学年の児童で編制する学級 (複式学級)	16人 (第1学年を含む場合8人)
	特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2つの学年の児童で編制する学級 (複式学級)	8人
	特別支援学級	8人

(3) 通学距離・通学時間に関する国の指針

①通学距離

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

(中略)

その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのか等も考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年文部科学省）」

②通学時間

総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年文部科学省）」

VI 本市における学校適正規模の基準（基本方針）

東松山市の教育理念、国・埼玉県・東松山市が目指す児童生徒像、児童生徒数の将来推計、学校施設の配置状況、そして「子ども達にとって望ましい学習環境を考えるアンケート」等に基づき、「東松山市教育振興基本計画」に掲げる、基本理念「人と地域がつながり、豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」を実現していくのに適した学校規模・学校配置を以下のとおり定める。

1 学校適正規模の条件

- | |
|---|
| <p>(1) 多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること
※複式学級にならない人数
〈注〉複式学級：2つの学年を1学級として1人の教師が受けもつ。1つの学級内で「直接」あるいは「間接」に指導を受けながら教育活動を行う。</p> <p>(2) 一定の教員数が確保でき、経験年数、専門性、男女比等、バランスのとれた教職員集団を確保できる規模であること</p> <p>(3) 専門の免許をもった教員が指導できる規模であること</p> <p>(4) 徒歩や自転車での通学距離が、法令の定めるところに当てはまる規模であること
※小中一貫教育特認校制度利用の場合を除く</p> |
|---|

2 学校適正規模の基準（特別支援学級を除く）

- | |
|---|
| <p>(1) 小学校の基準 12学級から18学級</p> <p>(2) 中学校の基準 9学級から18学級
※アンケート調査では、回答者の約75%が、最も望ましい学級数について、小学校で1学年あたり2学級～3学級、中学校では1学年あたり4～6学級と回答している。しかし、本市における生徒数の将来推計等を考慮すれば、中学校の基準は、9学級以上（1学年あたり3学級）に設定することが現実的である。</p> |
|---|

3 通学距離・通学時間の基準

- | | | |
|--------------|------|--------|
| (1) 小学校の通学距離 | おおむね | 4 km以内 |
| (2) 中学校の通学距離 | おおむね | 6 km以内 |
| (3) 通学時間 | おおむね | 1 時間以内 |
| (4) 配慮事項 | | |

基準とする通学距離・時間を超える場合は、通学路や通学区域の変更、及びスクールバスの利用等の通学手段の検討を行い、児童生徒の心身への負担の軽減を図る必要がある。

Ⅶ 学校適正規模の推進方策と配慮事項

1 学校適正規模の推進方策

(1) 学校の統合・再編

学校の統合・再編は、原則として対象となる学校の規模、及び創立時からの経過年数に関わらず、対等な関係の統合とすることが望ましい。また、統合・再編の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を満たしている学校も統合・再編の対象とすることが考えられる。一方で、学校の統合・再編を行っても総学級数や教職員数に継続した増加が見込めないことがあり、長期的な視野に立つことが必要である。

また、既存の学校を統合・再編校として継続して使用する場合は、校舎の老朽化に伴う対応、及び備品等の整備を随時進めていく必要がある。

(2) 通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、児童生徒の日々の生活（登校・授業・部活動等の活動・下校）において、通学路の安全、通学に要する時間や部活動の時間、下校後の放課後児童クラブ、家庭での学習時間等児童生徒の日々の生活への配慮が極めて大切である。同時に、隣接する学校の児童生徒数、学校と地域との関係等に配慮する必要がある。

また学校は、「地域と子供、地域と学校とのより望ましい関わり合いにより、子供を育む環境」であり、行政区や社会教育活動といった地域での活動も考慮した通学区域の見直しが求められる。

通学区域の見直しによる対応は、一時的な対応であり、学校規模の縮小・拡大に対する根本的な解決にはならない。東松山市全体の将来推計を見据え、本市全体の再編計画を策定し、その実現に向けた計画的な取組が必要である。

(3) 特認校制度（学校選択制）

特認校制度は、対象校の教育活動や特色に共感する児童・生徒・保護者が入学を希望することを前提として、一定の条件のもとで市内全域から入学を認める制度である。

実施にあたっては、特色ある教育活動、通学方法、学校の教育活動や地域の活動への協力等の配慮が必要である。また、受け入れる学校の体制づくり、特色ある教育活動を如何に打ち出し広報していくか等、綿密な計画が必要になる。

小規模特認校制度は小規模校の根本的な課題解決にはならないため、施策の実施にあたっては十分な検討が必要である。

なお、部活動による特認校の設定は、学校間格差を助長する等の、新たな課題を生み出す可能性があることから、実施は望ましくない。

(4) 小中一貫教育

学校の統合・再編を検討する場合は、施設一体型の小中一貫教育の義務教育学校としての新設を検討することが考えられる。義務教育学校とは、学校教育法の改正（平成28年4月1日施行）により新たに定められ、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校である。9年間を通じた教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開することができる。

本市では、現在、桜山小学校と白山中学校が施設分離型の小中一貫教育校として特性を生かした教育活動を行っている。今後、学校の再編計画に沿って、小中一貫教育を拡大していくことも検討すべき内容である。

2 学校規模の適正化に伴う配慮事項

学校規模の適正化を進めるにあたっては、次の点に配慮する必要がある。

(1) 地域と学校との関係

学校は地域の歴史や文化と深いかかわりをもっているため、学校の統合・再編等にあたっては、地域の人々の学校に対する様々な思いや感情に十分な配慮がなされなければならないことは言うまでもない。すなわち、学校適正規模の基準を形式的に適用するのではなく、対象校の保護者や地域住民と、統合・再編の必要性や実施方法等について十分に話し合い相互理解を図ることは最も重要なことである。

統合・再編の際には、統合・再編に伴う児童生徒の心のケア、通学の安全確保、実施の時期等、多くの課題があり、それら一つ一つを保護者や地域住民とともに解決していくことが大切である。

学校は、地域の拠点としてコミュニティを支える役割も担っている。統合・再編後の学校には保護者や地域住民に支えられ、地域における存在意義を確立し、地域活性化の核になることが求められる。そのためには、地域と学校との関係については運営協議会制度等を効果的に活用し、地域コミュニティ機能を新たに創造していく必要がある。

(2) 安全・安心な学校づくり

通学区域の変更や学校の統合・再編により、児童生徒の登下校に要する距離が延び、時間がかかることになる場合がある。交通事故や不審者による犯罪が、子供たちの安全・安心に影響を与えることも懸念される。地域住民や関係機関と十分に連携し、通学路の安全確保を行うとともに、子供たち一人一人が「自分の身は自分で守る」という意識を高めることも必要である。場合によっては、スクールバスでの送迎を行う等の対応を検討する必要がある。またその際は、児童生徒の運動不足や教育活動の時間の確保等、対象となる児童生徒の心身のケアについての配慮も必要となる。

(3) 学校運営協議会制度の活用

学校の統合・再編等により新たな学校づくりがなされると、これまでの学校がもっていた地域の拠点としての特徴や魅力が変化することも考えられる。学校の役割を再確認し、地域とともに特色ある教育活動を積極的に進め、学校の魅力をより高めていく必要がある。

本市においては、令和元年度より全ての学校で学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入している。本制度には、学校と地域が協働して魅力ある学校づくりを進めていくことが期待されているものである。

Ⅷ 本市における学校適正規模の具体的な進め方

1 学校適正規模を進める上での基本的な視点

(1) 時間の視点

学校や地域により状況が異なるが、学校規模の状況や児童生徒数の将来推計に応じて、早急な対応の必要な学校と時間をかけて検討を重ねる必要のある学校がある。将来的な児童生徒数、及び学級数の推計を踏まえ、東松山市における学校の将来像を見据えて進める必要がある。

具体的には、短期（2年以内）・中期（3～10年）・長期（10～20年）のステージに分けて検討対象とする。

◆短期的な取組（2年以内）◆

「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」に定められた諸基準を満たすことができず、教育環境に課題がある学校を検討対象とする。

◆中期的な取組（今後3～10年程度）◆

今後10年以内に「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」に定められた諸基準を満たすことができなくなる可能性があり、教育環境に課題が生じると予想される学校を検討対象とする。

◆長期的な取組（今後11年以降）◆

将来的に教育環境に課題が生じると予想される学校を検討対象とする。

※児童生徒の増加や減少により、「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」に定められた諸基準を満たす学校規模になることが想定される学校は除く。

(2) 優先順位の視点

優先して検討を進める学校を、小規模校では複式学級のある学校、単級になることが見込まれる学校、大規模校では教室が不足する学校等を、短期的な取組の中で検討対象とする。

なお、複式学級を有する1～5学級の小学校は、早急な検討が望まれる。

2 学校の小規模化への対応

少子化の影響により児童生徒数が減少している学校が多い。

令和2年度現在、小学校においては、本市で定める学校適正規模（12学級から

18学級)を下回る学校は1校であるが、令和7年には2校になることが予想される。そのうち1校は複式学級の編制が見込まれる。複式学級は、教員に特別な指導技術が求められ、実験・観察等、長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じることがある。

中学校においては、本市で定める適正規模を満たさない小規模の学校は1校である。今後当該校は、5～6学級を継続することが予想される。この状態では、教員数の問題から、専門性を有する教員の配置がかなわず、また、部活動の指導においても支障をきたすことになる。

学校の極端な小規模化は、児童生徒への影響、学校運営上の課題が大きく、小規模化を活かした魅力ある教育活動を実施する上でも限界があるため、速やかに学校規模の適正化に向けた具体的な検討を進めることが必要である。

3 学校の大規模化への対応

都市開発の影響により、本市で定める学校適正規模（小学校：12学級から18学級 中学校：9学級から18学級）を超える大規模の学校は小学校1校である。今後、当該学校からの進学に伴う増加が予想される中学校が1校ある。

本市においては、平成7年以降、人口は9万人台を維持してきているが将来的には徐々に減少する見込みである。（国勢調査による）また、本市の人口維持を支えている高坂駅東口周辺や美原町でも、いずれは増加が緩やかになることが見込まれている。このため、小中学校では、将来的には児童生徒数は減少することが見込まれるため、新たな学校の建設は実施せず、既存施設により対応することが望ましい。

しかしながら、学校適正規模を著しく逸脱している場合、教員が児童生徒一人一人の個性を把握してきめ細かい指導を行うこと、少人数指導を行うための教室を確保することが難しいこと、校外学習において見学内容が制限されること等の弊害が生じる事態も想定される。

その場合は、近隣学校の児童生徒数や学級の動向を勘案しながら、通学区域の見直しを検討する必要がある。

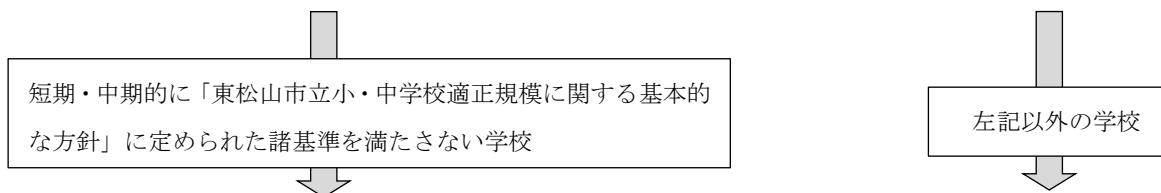
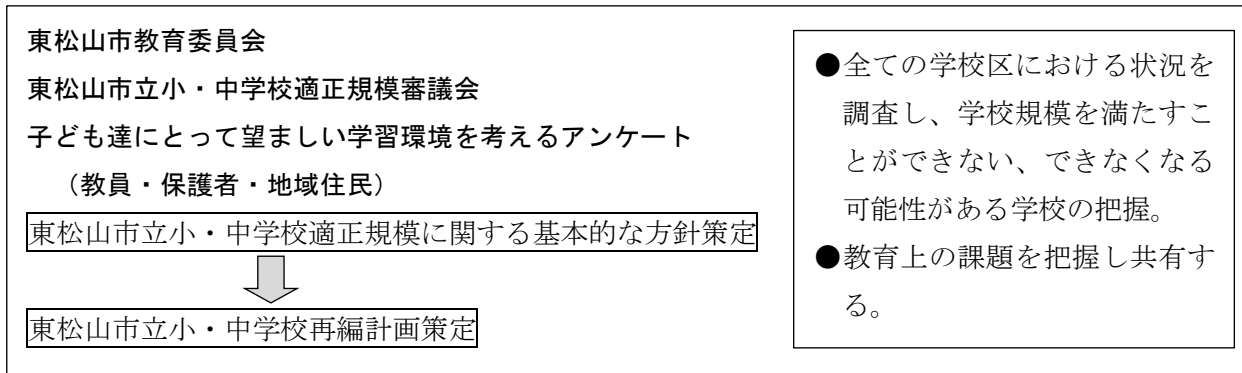
4 東松山市立小・中学校再編計画の策定

これまで述べてきたとおり、本市においても将来的に児童生徒数の減少が見込まれる。こうした中で、学校適正規模を満たさない学校が出る毎に対症療法的な対応を進めるのでは、児童生徒、保護者、地域住民の、教育や子育てに対する不安を募らせることになる。

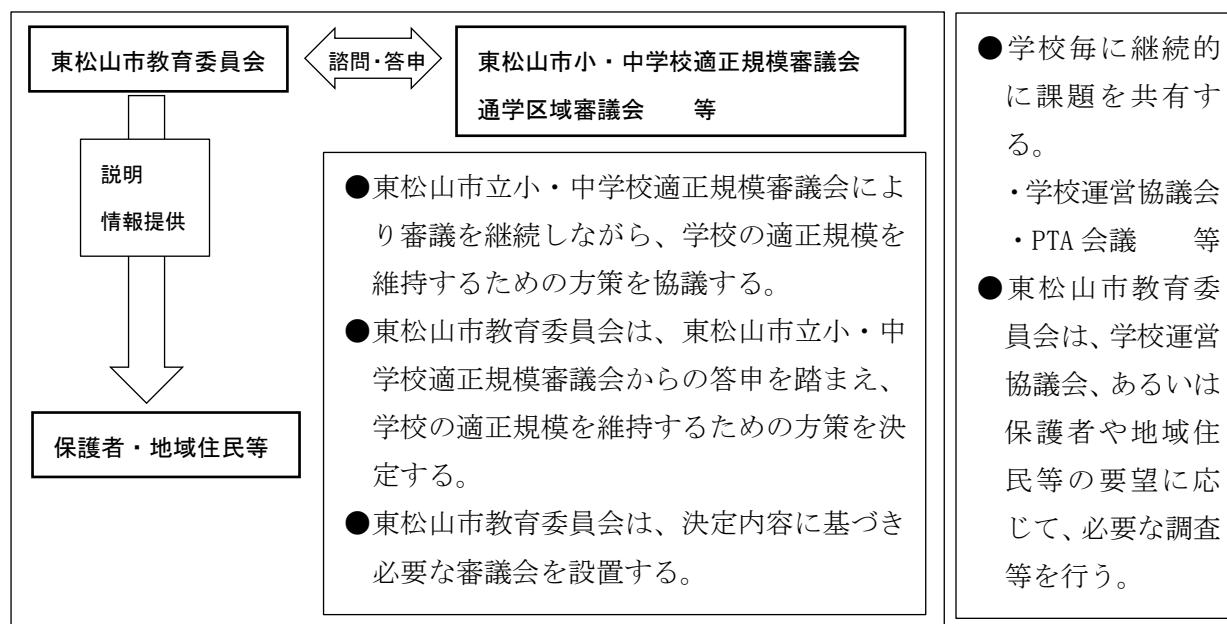
今後、本「基本的な方針」に基づき、児童生徒の将来推計、東松山市の都市計画マスタープラン、東松山市立地適正化計画等を踏まえ、早急に東松山市における小中学校の将来像を見据えて「東松山市立小・中学校再編計画」を示す必要がある。

5 学校規模適正化の流れ

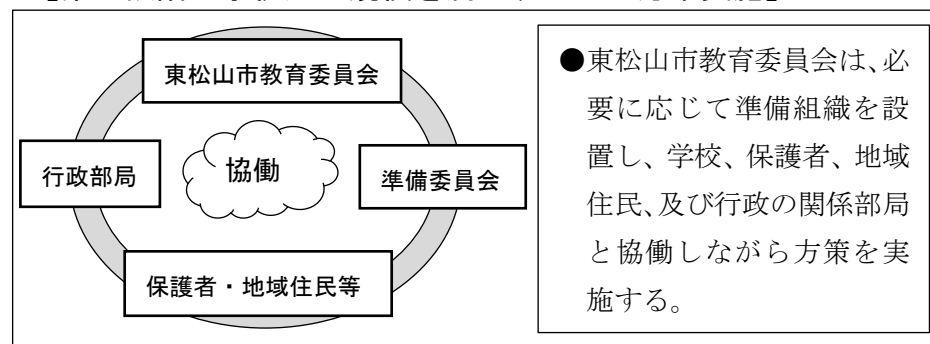
【第1段階：情報収集・情報共有の段階】



【第2段階：学校適正規模を満たすための方策決定】



【第3段階：学校適正規模を満たすための方策実施】



《資料》 子ども達にとって望ましい学習環境を考えるアンケート
東松山市立小・中学校適正規模審議会条例